

精華町
第3次人権教育・啓発推進計画
素案

目次

第1章 はじめに.....	1
1. 国際的な人権尊重の流れ.....	1
2. 国内の動向.....	2
3. 都府の動向.....	4
第2章 計画の基本的な考え方.....	5
1. 計画策定の趣旨.....	5
2. 計画の目標(基本理念).....	9
3. 人権教育・啓発推進の視点.....	10
4. 計画の全体構成.....	13
5. 計画の性格と期間.....	14
第3章 人権問題の現状等と取り組みの方向.....	16
1. 課題横断的な人権課題に対する取り組み(社会情勢の変化等への対応).....	16
2. 人権課題に対する取り組み(お互いに認め合い尊重し合う取り組み).....	24
第4章 人権教育・啓発の推進.....	51
1. あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進.....	52
2. 人権に特に関係する職務従事者に対する研修等の推進.....	58
3. 効果的な手法による人権教育・啓発の推進.....	62
4. 相談体制の整備.....	64
第5章 計画の推進体制.....	66
1. 計画の推進体制.....	66
2. 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携・協働.....	66
3. 計画に基づく施策の点検・評価.....	66
資料編.....	67
1. 用語解説.....	67
2. 精華町第3次人権教育・啓発推進委員会委員名簿.....	67
3. 精華町第3次人権教育・啓発推進計画策定経過.....	67

第1章 はじめに

1. 国際的な人権尊重の流れ

国際連合は昭和23年(1948年)、「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」として世界人権宣言を採択し、これを基礎に国際人権規約(1966年採択)をはじめ、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問禁止条約、子どもの権利条約、障害者権利条約などの国際人権条約を採択してきました。こうした枠組みを通じて、人権と平和が尊重される社会を実現するための国際基準と、その履行を支える仕組みが整えられてきました。日本が締約国となっている国際人権条約については、日本国憲法98条2項に基づき、これを誠実に遵守する義務が日本に課されています。日本は域内にいるすべての人に、人権の国際基準を実現しなければなりません。

我が国においては、日本国憲法は、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」としています。また、第12条では、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」と定めています。

すべての国民に基本的人権の享有を保障するこの日本国憲法の下で、我が国は国際社会の一員として、主要な国際人権条約を批准するとともに、これらに基づく人権に関する諸制度の整備や各種施策の総合的な推進など、人権尊重の理念を具現化するための取り組みを進めています。

人権教育の推進については、平成6年(1994年)に「人権教育のための国連10年」行動計画において、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力である」と定義しました。これに基づき、我が国においても平成12年(2000年)の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されています。「人権教育のための国連10年」の成果を持続的かつ発展的に継承するため、平成17年(2005年)より「人権教育のための世界プログラム」が採択されました。このプログラムは、初等・中等教育、高等教育、公務員やメディア、若年層など、数年ごとに重点対象分野を明確にしながら、人権教育を推進する仕組みとなっており、現在も継続して取り組まれています。また、平成15年(2003年)から平成24年(2012年)までを「国連識字の10年」として取り組み、平成17年(2005年)から平成26年(2014年)までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」として、「世界中の人々や将来の世代までもが安心して暮らせる社会」の実現を目指し、各種問題解決の活動が展開されています。さらに、平成23年(2011年)には「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会において採択されました。この宣言では、人権教育が「人権についての教育」「人権を通じた教育」「人権のための教育」の3つの要素から構成されることが再定義され、国がその推進に責任を負うことが示され、人権教育と研修に対する取り組みの強化が図られています。

近年では、新たな人権課題として、「ビジネスと人権」に関する国際的な行動規範や AI(人工知能)が人権に与える影響、気候変動が人権に与える影響、難民、移民・移住労働者の人権等に対する関心が高まるなど、人権問題は多様化・複雑化しています。

ビジネスと人権については、近年、企業による人権尊重の必要性に対して、国際的に関心が高まっており、国連では「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持されており、国においては「ビジネスと人権に関する行動計画」が令和2年(2020年)に策定され、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が令和4年(2022年)に示されました。

2. 国内の動向

我が国においては、日本国憲法や教育基本法に基づき、人権を尊重する社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてきました。また、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした各種の人権関係諸条約を締結するとともに、これらに基づいて国内法の整備を進めました。国連が提唱する「国際婦人年」、「国際障害者年」など多くの国際年に取り組み、国内における人権意識の高揚や醸成を図るなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策を推進してきました。

特に我が国固有の人権問題である同和問題については、昭和40年(1965年)の同和対策審議会の答申に基づき、その解決に向け、昭和44年(1969年)の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に則り、平成14年(2002年)3月まで33年間にわたる特別対策を実施してきました。さらに、2016年(平成28年)12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在も差別解消に向けた教育・啓発や相談体制の整備が進められています。

また、女性、障害のある人、外国人等のさまざまな人権問題についても、国際条約や国内法に基づき、多様性を認め合う社会の実現に向けた施策が展開されてきました。女性に関しては「男女共同参画社会基本法」等の精神に基づき、ジェンダー平等の実現や固定的な性別役割分担の解消に向けた取り組みが進められています。障害のある人に関しては、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」のもと、合理的配慮の提供義務化などノーマライゼーションの理念に沿った環境整備が進んでいます。外国人に関しては、国連の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」等も踏まえ、多文化共生社会の実現やヘイトスピーチ解消に向けた取り組みが推進されています。

こどもの権利に関しては、我が国が1994年(平成6年)に批准した「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理念を具現化し、すべての子どもが心身の発達に関わらず、その権利が守られ、将来にわたって幸福に暮らせる社会を目指す法律として、2023年(令和5年)に「こども基本法」が施行されました。現在、同法および「こども大綱」に基づき、施策へのこどもの意見反映や、子どもの最善の利益を最優先とする権利保障のための施策が総合的に推進されています。

人権教育については、平成7年(1995年)12月、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年(1997年)7月、国内行動計画を策定しました。その後、平成12年(2000年)12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」を制定・施行し、平成14年(2002年)3月には、同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画(以下「基本計画」という。))を策定し、さまざまな人権教育・啓発に関する施策の推進を図っています。同基本計画は、その後「人権教育・啓発に関する基本計画(第2次)」に改訂し、ビジネスと人権や「インターネット上の人権侵害」等の視点を取り入れて施策を推進しています。

しかしながら、国内の人権に関する取り組みに関しては未だ十分とはいえず、国連の条約委員会や

人権理事会から人権に関わる懸念事項についての勧告を受けています。その後、国においては、様々な人権を具体的に保障するために、平成28年(2016)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」を施行し、人権尊重の取り組みを進めています。また、ジェンダー平等の実現に向けた「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年(2023年))、複合的・複雑な課題を抱える女性への支援に向け「困難な課題を抱える女性への支援に関する法律」(令和6年(2024年))などを施行しました。障害のある人については、偏見差別解消に向けた「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策本部」を令和6年(2024年)に立ち上げて取り組みを強化しています。そして、インターネット上での人権侵害に対し、「情報流通プラットフォーム対処法」を施行するなど、新たな人権課題への対応に向け、法律や制度、枠組みの整備を進めています。

3. 京都府の動向

京都府においては、令和4年(2022年)12月に改訂した府政運営の指針である「京都府総合計画」において、令和22年(2040年)に実現したい京都府の将来像の一つとして、「だれもが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、『人と地域の絆を大切にする共生の京都府』」を掲げ、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、男性も女性も、こどもも高齢者も障害者も、外国人も、全ての人が地域で『守られている』『包み込まれている』と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、生涯現役で活躍することのできる共生社会づくり」の実現に向けた様々な取り組みを推進しています。

人権教育に関する計画としては、「人権教育のための国連10年京都府行動計画」(平成11年(1999年))を継承・発展させた「新京都府人権教育・啓発推進計画」を平成17年(2005年)に策定し、その後、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」(平成28年(2016年))を策定しました。

また、令和7年(2025年)には「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」を施行し、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性を認識するとともに、それぞれの個性の違いを認め合い、つながり、支え合うことのできる人権尊重の共生社会づくりにたゆまぬ努力を続けることを示しています。

同条例に基づき、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施していくため、基本的な考え方や共生の社会づくり施策の目標等を定めた推進計画として、「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画」を令和8年(2026年)3月に策定しています。

京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画の目標

「京都府総合計画」において令和22年(2040年)の京都府社会の姿として掲げた、誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、「人と地域の絆を大切にする共生の京都府」の実現に向けて、人権尊重の共生社会づくり施策を推進することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること

基本的な考え方

- 府民一人ひとりが、相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、及び自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること。
- 府民の一人ひとりが、それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり、支え合うものであること。
- 府民一人ひとりが、生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること。
- 情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること。
- 人権に関する相談に的確に対応するものであること。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

精華町では、平成13年(2001年)3月に「人権教育のための国連10年精華町行動計画」を、平成18年(2006年)3月に「精華町人権教育・啓発推進計画」を、平成29年(2017年)3月に「精華町第2次人権教育・啓発推進計画」(以下、「第2次計画」という。)を策定しました。そしてこの計画に基づき、住民一人ひとりの人権意識の高揚に向け、精華町人権啓発推進委員会を啓発活動の基軸として、町内の各種団体とも連携を深めながら、街頭啓発、人権講座などの取り組みを進めてきました。

第2次計画においては、あらゆる人々が、あらゆる機会で人権教育・啓発に参加することにより、だれもが人権尊重を日々の習慣として身に付け、実践するという意識が浸透し、一人ひとりの個性の違いや多様性を認め合う人権文化が構築された社会を目指し、施策を推進してきました。

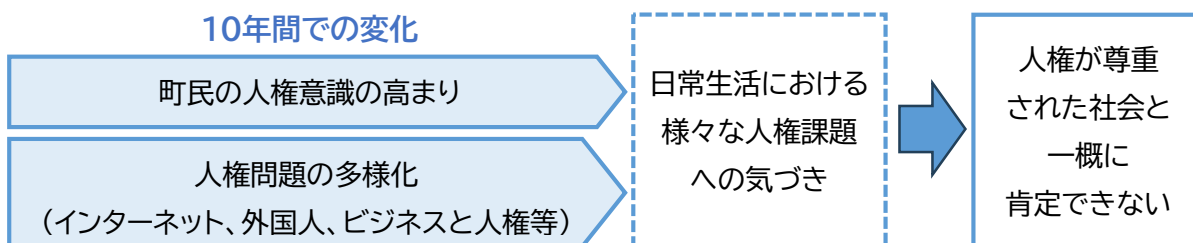
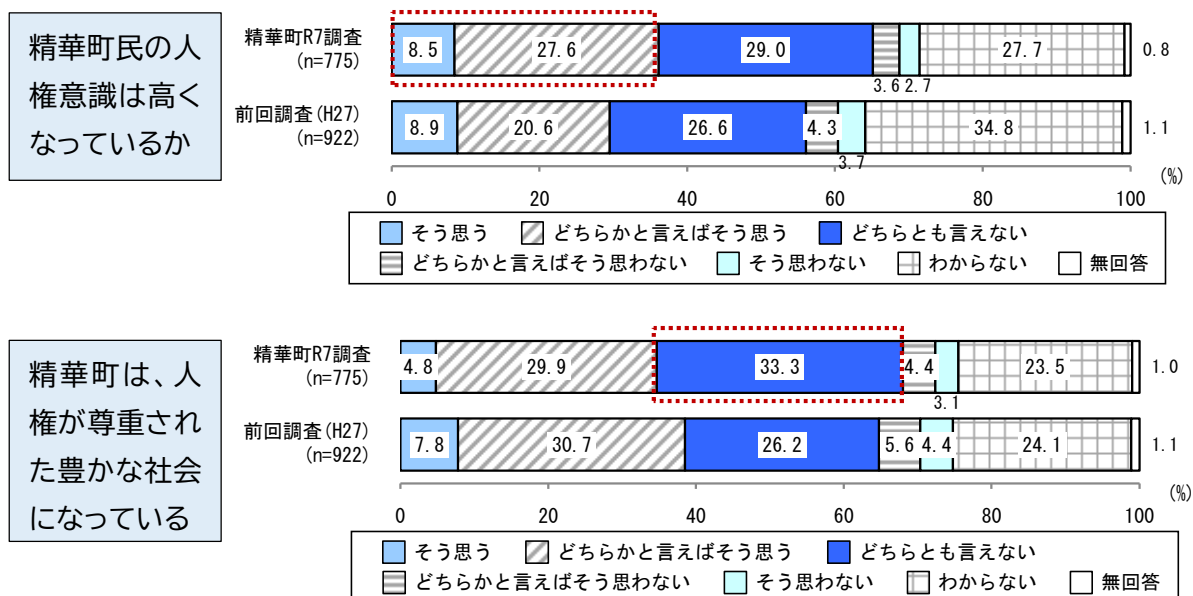
その結果、令和7年(2025年)に実施した「人権に関する住民意識調査」結果では、人権を取り巻く社会の状況について、「10年前と比べて精華町民一人ひとりの人権意識が高くなっているか」という問いに対し、肯定的に回答をした人の割合が、36.1%と、平成27年(2015年)の調査時点と比べて増加しています。その一方で、「精華町は、人権が尊重された豊かな社会になっている」かについては、「どちらとも言えない」との回答が増加しています。また、こどもの人権や働く職場での人権、インターネットによる人権侵害、女性の人権等、多様な人権課題に対して、ほとんどの人が関心を持っています。その一方で、各種人権に関する制度、法律等の認知度は低くなっています。だれもが人権に関する知識等を十分に持っているとは言えませんが、多様な人権課題に対して問題意識を持ち始めていることは伺えます。

このような状況の中、「人権教育・啓発推進法」の規定を踏まえ、これまでの取り組みを継承・発展させ、人権教育・啓発に関わる施策を引き続き総合的かつ計画的に進めるため、「精華町第3次人権教育・啓発推進計画」を策定します。

※条例制定を踏まえて、表現は再考する。

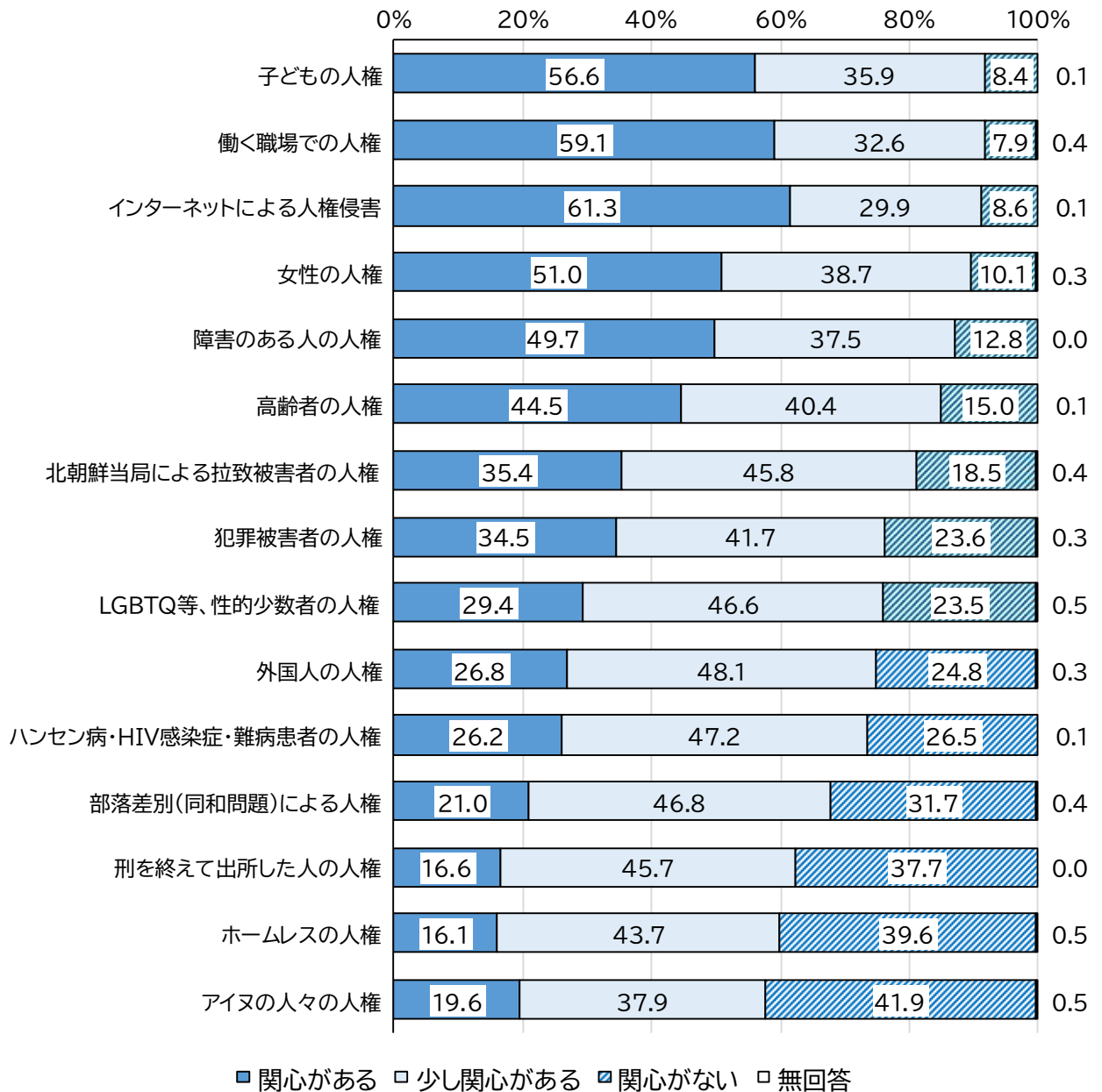
10年前と比較した人権を取り巻く社会の状況

- 『精華町における人権意識が高くなっているか』に対し、肯定的な意見(「そう思う」+「どちらかと言えばそう思う」)が、平成27年と令和7年の調査を比較すると増加しています。
- 『精華町は人権が尊重された豊かな社会になっているか』に対し、「どちらとも言えない」が、平成27年と令和7年の調査を比較すると増加しています。
- 『人権が尊重されている豊かな社会であるか』に対し「わからない」という回答が増加した要因として、近年、人権尊重の定義が多角的、複雑になっていることや、人権に関する知識や規範意識が普及した一方で、それを実際の地域社会や日常生活の中で実現することの難しさを住民が感じていることが推測されます。



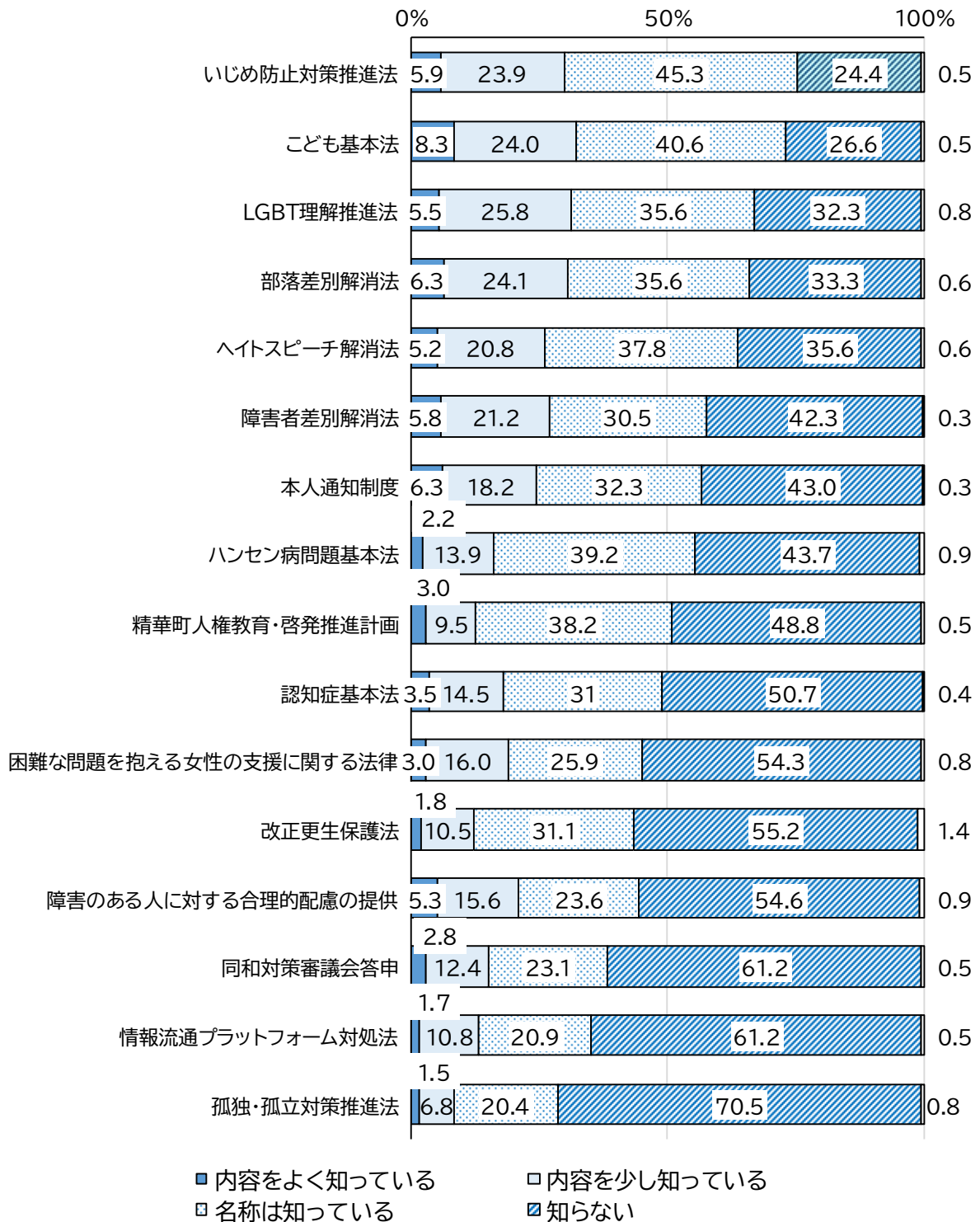
関心がある人権課題

- 精華町に住む人の関心がある人権課題は、「子どもの人権」「働く職場での人権」「インターネットによる人権侵害」「女性の人権」「障害のある人の人権」「高齢者の人権」などが高くなっています。



人権に関する法律等の認知度

- 精華町に住む人が知っている人権に関する法律等については、「いじめ防止対策推進法」「子ども基本法」「LGBT 理解推進法」「部落差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」が高くなっています。



2. 計画の目標(基本理念)

だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまちづくりを進めるには、住民一人ひとりが自分自身をかけがえのない存在として認め、それぞれが、他者の違いを受け入れ、認め合い、支え合うことが求められます。

本町は、昭和58年(1983年)に非核平和都市宣言を行いました。以来、平成、令和へと時代が移り変わった今もなお、ロシアのウクライナ侵略をはじめ、世界各地で戦争、紛争は続いています。

戦争は最大の人権侵害です。

住民一人ひとりが、命の尊さや尊厳を改めて認識するとともに、お互いがかけがえのない存在として、個性や多様な価値観を認め合うことが必要です。

このような時代であるからこそ、改めて「認め合い 尊重し、そして 支え合うまち」を計画の目標(基本理念)として掲げ、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場面において、住民の皆様が主体的に人権と向き合えるよう、総合的な施策を推進します。

【第3次計画(案)】

一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、

多様性を認め合うことができる社会の実現

認め合い 尊重し、

そして 支え合うまち



3. 人権教育・啓発推進の視点

これまで実施してきた人権教育や啓発、および「精華町人権教育・啓発推進計画」の取り組みの成果も踏まえ、次の点に留意し、人権教育・啓発を推進します。

人権教育・啓発の5つの視点

- 視点1 一人ひとりを大切にしたい人権教育・啓発
- 視点2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 視点3 生涯の学習と通じた人権教育・啓発
- 視点4 自分のこととして考える人権教育・啓発
- 視点5 さまざまな人権問題に対応する相談支援体制

視点1 一人ひとりを大切にした人権教育・啓発

- 誰もが自分らしく生きていくための態度や技能を身に付けることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取り組みを推進します。
- また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取り組みを推進します。

イラスト

視点2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

- 一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり、支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。
- また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができれば、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえるとともに、日常の中にある無意識の思い込みや、何気ない普段の言葉や態度に含まれる課題を意識できるよう取り組みを推進します。

視点3 生涯の学習を通じた人権教育・啓発

- 人権教育・啓発とは人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。住民がそれぞれの状況に応じて人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取り組みを推進します。

イラスト

視点4 自分のこととして考える人権教育・啓発

- 人権は一人ひとりの生活に深く関わり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取り組みを推進します。
- そのためには、住民が主体的・能動的に参加できるような啓発や、身近で具体的な事例を人権尊重の視点から考えることなども重要です。
- また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

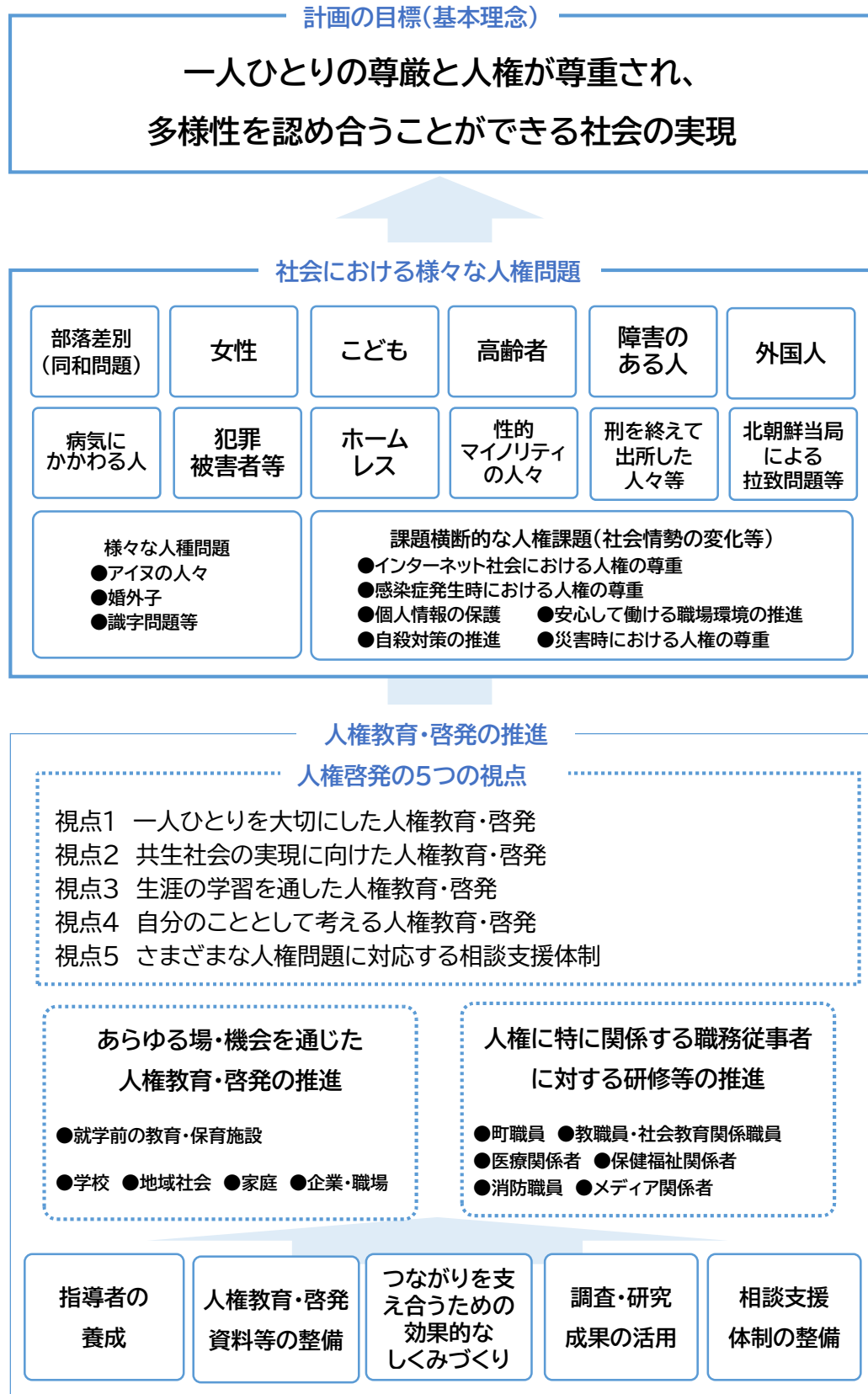
イラスト

視点5 さまざまな人権問題に対応する相談支援体制

- 相談技能や資質の向上はもとより、相談機関同士の相互交流及び情報交換、問題への気づきや解決に向けたネットワーク強化を図るなどを通じて、人権侵害の未然防止、生きづらさの解消や被害の救済・回復を図ることができるよう取り組みを推進します。

イラスト

4. 計画の全体構成



5. 計画の性格と期間

(1) 計画の法的根拠

この計画は、人権教育・啓発推進法第5条及び精華町人権尊重のまちづくり条例第？条の規定を踏まえ、本町における人権教育や人権啓発に関する施策を行うため、必要な事項を定めるものです。

【人権教育・啓発推進法から抜粋】

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【精華町人権尊重のまちづくり条例？から抜粋】

(推進計画？)

第？条 町長は、人権尊重のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、京都府が策定する「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画」や精華町における最上位計画である「精華町第6次総合計画」の内容を踏まえた計画としています。

なお、課題別施策の推進は、「精華町男女共同参画計画」や「精華町障害者基本計画」など各種課題別分野の計画と合わせて実施するものです。

※フロー図あり

(3)人権教育・啓発の定義

国連の「人権教育のための世界計画」の行動計画では、人権教育の定義を「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取り組み」としています。

また、我が国における「人権教育・啓発推進法」の第2条では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義しています。

本計画における「人権教育・啓発」は、上記と同様として扱います。

(4)計画期間

この計画の計画期間は、2027年(令和9年)4月から、2036年(令和18年)3月までの10年間とします。なお、計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて推進計画の見直しを行うものとします。

第3章 人権問題の現状等と取り組みの方向

1. 課題横断的な人権課題に対する取り組み(社会情勢の変化等への対応)

(1)インターネット社会における人権の尊重

現状

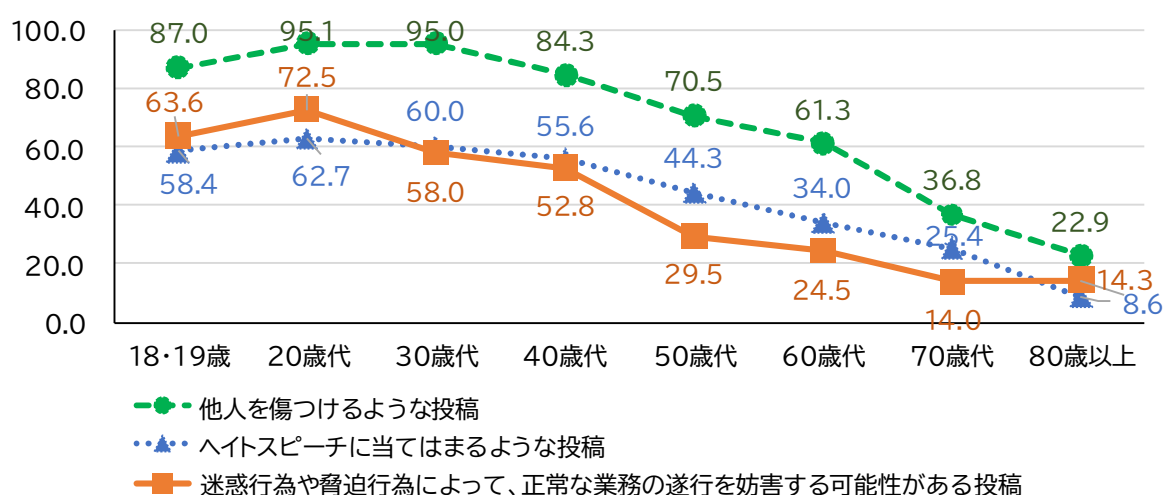
インターネットの普及に伴い、様々なサービスの拡大により、世界中の人々とコミュニケーションを取ることができ、時間や場所を問わず、情報の発信や入手が可能となりました。インターネットは、生活の利便性向上に必要不可欠ですが、その匿名性と情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害する書き込みがされたり、差別を助長する表現が掲載されたり、いわゆるリベンジポルノとされる画像の流出・拡散が問題になるなど、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。

このような状況の中、国においては、令和6年(2024 年)に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(情報流通・プラットフォーム対処法)」が成立し、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務付けました。

本町では、精華町 ICT 教育推進委員会を中心として、町内小中学校で9年間を見通したデジタルシティズンシップ教育を推進しています。また、外部機関と連携し、AI 倫理に関する出前授業及び講演会や、京都府警サイバー犯罪対策課による出前授業、スマホ・ケータイ人権教室等を実施しています。

アンケートでは、インターネットによる人権侵害に対する関心は高く、9割以上の人に関心を示しています。「他人を傷つけるような投稿」や「迷惑行為や脅迫行為などによって、正常な業務の遂行を妨害する可能性がある投稿」を見たことがある割合は、年齢が若いほど多く、50 歳未満では、半数以上が見たことがあると回答しています。その一方で、「情報流通・プラットフォーム対処法」は認知度が低く、あまり知られておらず、正しい知識や法律等の知識の普及・啓発が必要です。

インターネット上で見たことがある投稿(他者に対する投稿)



今後の方針

①インターネット上での人権侵害に関する教育・啓発の推進

「精華町情報化基本計画」等に基づき、情報化の進展が社会にもたらす影響を考え、人権を侵害する情報をインターネット上に発信することがないように、学校では情報モラル指導の充実を図ります。

住民に対して個人のプライバシーや名誉、情報モラルについての理解と認識を深め、住民一人ひとりがさまざまな情報に対し正しい判断と行動ができるよう人権教育・啓発に努めます。

②インターネットによる人権侵害の被害に対する対応策等の充実

インターネットによる人権侵害等に対する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携した相談・対応の体制強化に努めます。

インターネット等を利用した人権侵害があった場合は、相談者に対し、必要な助言や情報提供に努めるとともに、インターネット上での悪質な書き込みに関しては、「情報流通プラットフォーム対処法」に基づき、削除要請を行うなど、適切な対応を図ります。

インターネットによる人権侵害を検証するモニタリング事業に関して、今後も京都府等関係機関との連携を図りながら、モニタリングの強化に努めます。

イラストもしくはコラム

(2)個人情報の保護

現状

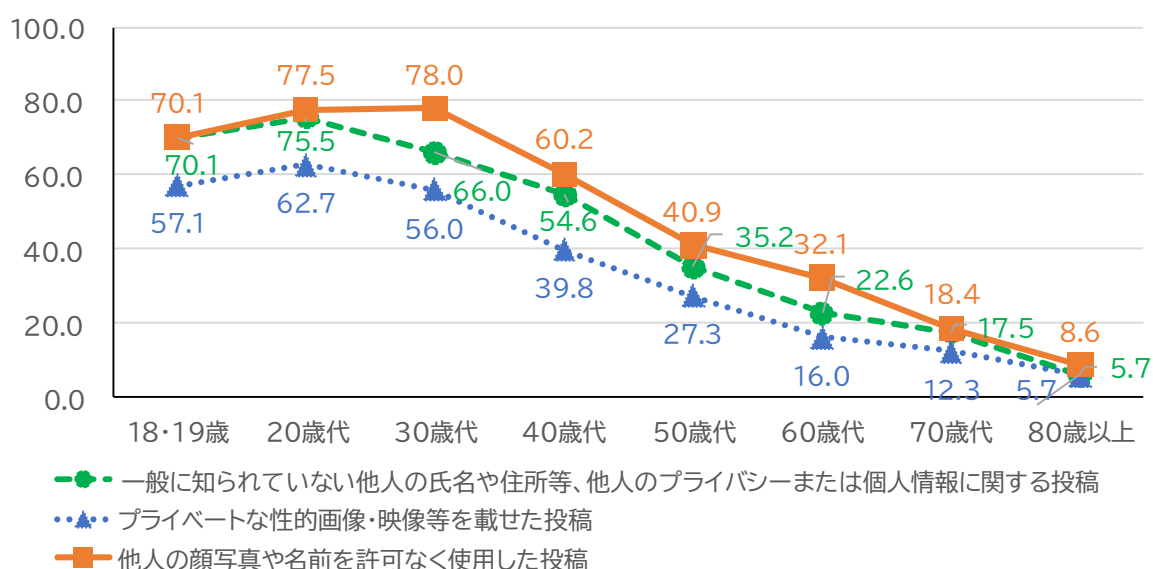
インターネットの普及・発展による生活の利便性の向上は、その反面、個人情報が独自の価値を持ち、商品化されるなどの個人の権利侵害が生じるおそれがあります。個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、コンピュータウイルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出す事件や、個人情報を管理している側がそのデータを保存した媒体を紛失したり、データを流出させてしまうといった事件や事故も起こっています。

国においては、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」により、情報の利用目的の明示義務や、データ漏洩がないよう厳重に管理を行うことが、自治体や事業者に課せられています。また、マイナンバー制度では、各種サービス等の利用時に個人を特定する情報として活用することで、デジタル社会における信用基盤として社会生活に深く浸透しており、現代社会においてなくてはならないものとなっています。マイナンバーは厳重な管理が求められるものであり、本町においてもマイナンバーに関連した行政サービスを提供する際は、窓口等でその重要性和管理等について普及啓発に取り組んでいるところです。

また、本町では、「精華町個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、各課等における個人情報等保護担当者の選出のほか、個人情報取扱事務や個人番号取扱事務の届出、特定個人情報の取扱区域の指定について確認しています。各課等による個人情報等の取扱いの自己点検、専門事業者によるヒアリング・現地視察等により、管理環境の確認と改善を図るとともに、職員個々の資質向上のため、個人情報等の安全管理措置に係る研修を定期的に実施するなど、個人情報を管理する側に必要な指導等に努めています。

アンケートにおいては、インターネット上で「一般に知られていない他人の氏名や住所等、他人のプライバシーまたは個人情報に関する投稿」を見たことがある割合が、40歳未満では7割以上と高くなっています。

インターネット上で見たことがある投稿(個人に関する内容)



今後の方針

①適正な取り扱いと普及啓発

「精華町個人情報保護条例」を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の実施にあたっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発を図ります。

②身元調査を防止

「身元調査の依頼や調査に応じること自体が重大な人権侵害に関わることである」との認識を深めるために、住民や関係者に対する普及啓発に取り組みます。戸籍謄本や住民票の写しなどが本人の知らないところで不正に取得されることを防止する「事前登録型本人通知制度」について、この制度をさらに有効なものにしていくため、普及啓発に取り組みます。

○コラム 【ご存じですか？「本人通知制度」】

(3)安心して働ける職場環境の推進

現状

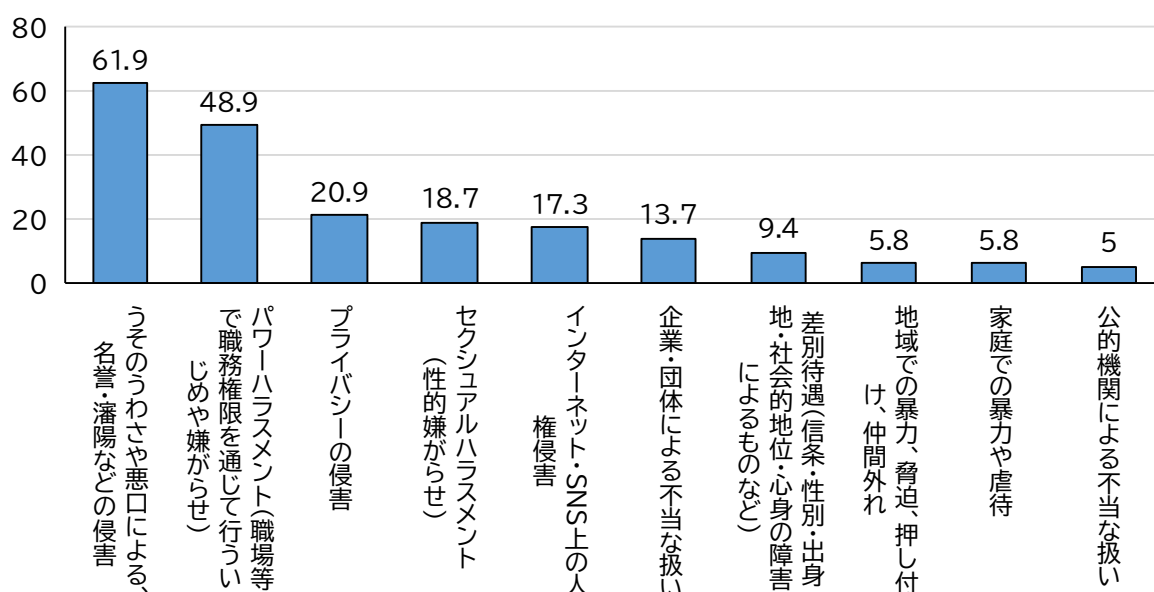
だれもが安心して働き続けられる職場環境が必要ですが、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等、職場におけるハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける行為であり、職場環境を悪くする問題行為として挙げられます。

労働施策総合推進法等により、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等を理由とする不当な処遇を行うマタニティハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメントの防止のための雇用管理上の措置が義務付けられています。

本町においては、庁内企業に対し、関係機関からの啓発協力依頼に基づく周知・啓発活動や、企業アンケートの実施により、働きやすい職場環境の整備の取り組みの現状把握や意識づけを行っています。また、庁内においては、年休等休暇の取得促進、時間外勤務抑制など、継続的に観察し職員への周知啓発など、意識改革を進めるとともに、安全衛生委員会による職員研修、課長等協議会による管理職研修、全職員を対象としたコンプライアンス研修の機会など、さまざまな機会を捉え職員への周知啓発を図りました。

アンケートにおいても、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントを経験している人が見受けられました。

人権侵害を経験した際の内容



今後の方針

①ワーク・ライフ・バランスの推進

「精華町女性活躍推進計画」等に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、さまざまな行政分野が連携して、住民意識の気運を高める取り組みを図るとともに、育児休業や介護休業の取得促進も踏まえながら、企業・事業所等に対する広報・啓発を図ります。

②ハラスメント対策

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントやカスタマーハラスメントなど、ハラスメントを防止するために、企業等で働く一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、京都府などと連携して企業・事業所等に対する広報・啓発を図ります。

③人権デュー・ディリジェンスの推進

企業等において、人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンス(企業が事業活動において発生しうる人権侵害のリスクを特定し、その予防・軽減、そして対処を行う一連の取り組み)の導入・実践、効果的な苦情処理の仕組みを通じた救済などが期待され、京都府と連携して企業活動における人権尊重の取り組みの促進が図れるよう人権教育・啓発に努めます。

○コラム 【こころの体温計】

(4)自殺対策の推進

現状

自殺は、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など、さまざまな社会的な要因が複雑に関係しており、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

全国における自殺者数は、平成10年(1998年)以降、14年連続で3万人を超える状態が続きましたが、平成18年(2006年)に、国が自殺対策基本法を施行し、総合的な自殺対策を推進した結果、自殺者数は減少傾向に転じました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等もあり、依然として2万人を超える自殺者数が続き、令和4年(2022年)に「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、こども・若者や女性に対するさらなる自殺対策の推進等を進めています。

本町においては、令和2年に「精華町自殺予防対策計画」を策定し、相談支援や啓発等の自殺対策を進め、令和7年には新たに「精華町第2次自殺予防対策計画」を策定しました。同計画の進捗管理のため、精華町自殺対策連絡協議会の実施し、現状把握や予防的対策について議論し続けており、また、広く相談窓口を知ってもらうため、周知啓発チラシやグッズ作成・配布を行っています。また、ゲートキーパーの養成を進めており、講座の実施対象を職員から一般住民にも拡げています。

今後の方針

①総合的な自殺対策の推進

「京都府自殺対策に関する条例」や「精華町自殺予防対策計画」に基づき、京都府や専門機関、民間団体等と連携し、悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、総合的な自殺対策事業を図ります。

②人材の養成

悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聴き、見守りながら必要な支援機関につなげるゲートキーパーなど人材の育成とともに資質の向上を図ります。

③相談支援等の充実

相談専用電話による電話相談を実施し、相談事業の充実を図ります。また、インターネットやスマートフォンを用いて自分で簡単にメンタルヘルスチェックができるシステム「こころの体温計」により、自殺の要因の一つであるうつ病などを自ら早期に発見する機会をつくるとともに、相談窓口について周知を図ります。

(5)災害時における人権の尊重

現状

災害時において、不確かな情報に基づき他人を不当に扱ったり、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行為は、人権侵害に当たるとともに、多くの人の迅速な避難や、災害後の復興の妨げになりかねません。

また、災害時には、子ども、障害のある人、高齢者等、要配慮者については、個々のニーズに応じた配慮が必要となります。高齢者や障害のある人に対しては、健康状態の悪化を防ぐための医療的な支援や、心理的な配慮が必要であったり、女性への性被害を防ぐことや、外国籍の人が情報を取得することが困難になる等などが挙げられます。すべての人への避難支援体制、安心して過ごすことができる避難所環境が求められ、人権尊重の視点からの配慮も必要となります。

そして、災害時において、偏見や事実と異なる情報や差別的言動のインターネット上での拡散等、社会的分断を引き起こすことも課題となっています。

今後の方針

①避難所の体制整備

いざという時に備え、ハード面の整備や避難所運営体制を整えるとともに、ソフト面(人材の養成)にも取り組み、要配慮者や社会的に弱い立場にある人が、困難な状況にならないように、人権尊重の視点も踏まえつつ、多様なニーズに配慮した避難所の体制整備を図ります。

②避難体制の支援

「精華町地域防災計画」に基づき、要支援者を含めた避難行動の支援と、避難所環境の整備を行います。地域における要支援者の把握と、個別避難計画の作成を進めるとともに、住民の地区防災計画の策定により、住民と行政、企業が協力して防災訓練等、災害時の円滑な連携を図ります。

③災害時における誤情報拡散の防止

災害時など社会的な混乱が発生した際、インターネットや SNS を通じたデマや誤った情報の拡散は、重大な人権侵害につながります。不確かな情報に惑わされず、誰もが冷静な判断のもと行動できるよう、行政から正確な情報を迅速に発信します。併せて、学校や地域、家庭など、さまざまな場を通じて、情報を正しく判断し活用する能力(情報リテラシー)を高める教育・啓発を推進します。

2. 人権課題に対する取り組み(お互いに認め合い尊重し合う取り組み)

(1) 部落差別(同和問題)

現状

部落差別(同和問題)は、「日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、日本固有の人権問題です。

昭和44年(1969年)に「同和对策事業特別措置法」が施行され、差別の解消を進めてきましたが、平成28年(2016年)には「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行され、現在においても部落差別(同和問題)が存在し、それが決して許されないものであるという認識のもと、一人ひとりの理解を深め、差別を解消し、部落差別(同和問題)のない社会の実現を目指すことが示されています。

本町においては、部落差別(同和問題)に対する意識と認識を深めるため、住民を対象とした講演会や町内で就労する人への研修会を開催しています。また、広報誌や町ホームページで継続的に啓発を行うとともに、町内の主要駅前での街頭啓発を実施しています。

その他、人権センターでは、他部署と連携し、就労相談窓口の開設(ハローワーク出張相談会)や住民健(検)診などの事業を実施することにより、住民交流の拠点として福祉の向上に努めています。

課 題

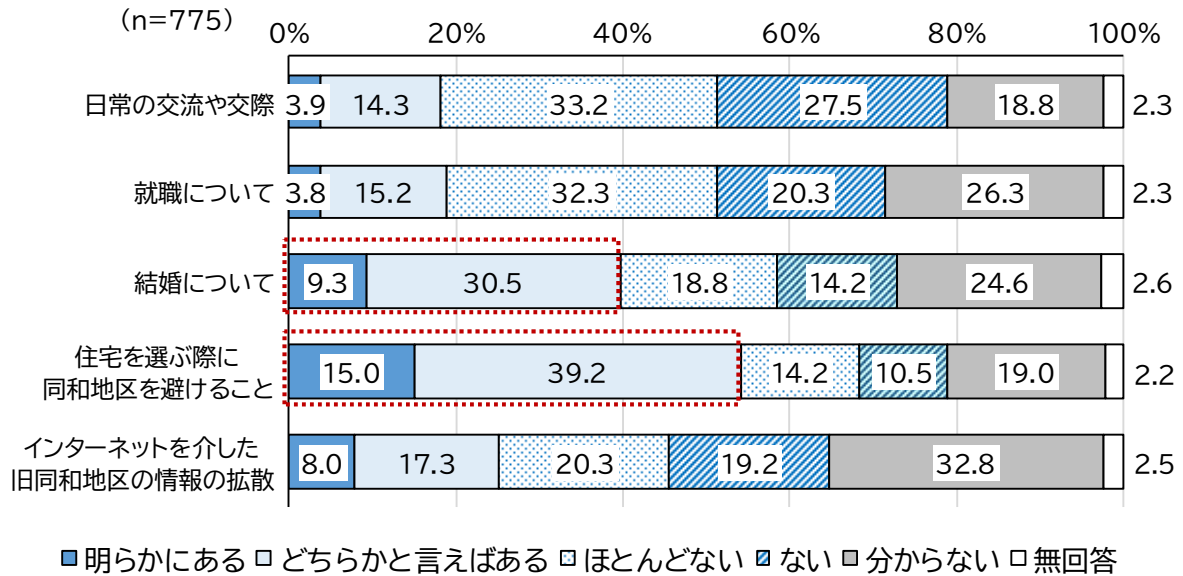
被差別部落(旧同和地区)出身者に対する差別意識や偏見については完全にではありませんが、全体としては解消に向けて一定の前進が見られます。一方で、結婚観や物件の購入においては依然として部落差別(同和問題)があるという認識が生じていること、インターネット等、情報化の進展により、状況は変化しており、インターネットを通じて部落差別(同和問題)に触れる機会が多いこと、悪質な差別的情報の流布や偏見を助長する書き込みにより、潜在的な差別意識と連動して顕在化する可能性も生じています。

また、アンケート調査結果から、年齢ごとに部落差別(同和問題)に対する意識の違いが生じており、家庭や地域における世代間の対話を通じ、無意識の偏見を見直す文化を醸成し、差別を再び起こさない社会を築いていくことが必要です。

特に、インターネットを通じて部落差別(同和問題)に触れる可能性を鑑みて、情報リテラシー教育の充実や相談支援体制の整備、多層的な啓発活動を通じて、共生社会の実現に向けた歩みを着実に進めていく必要があります。

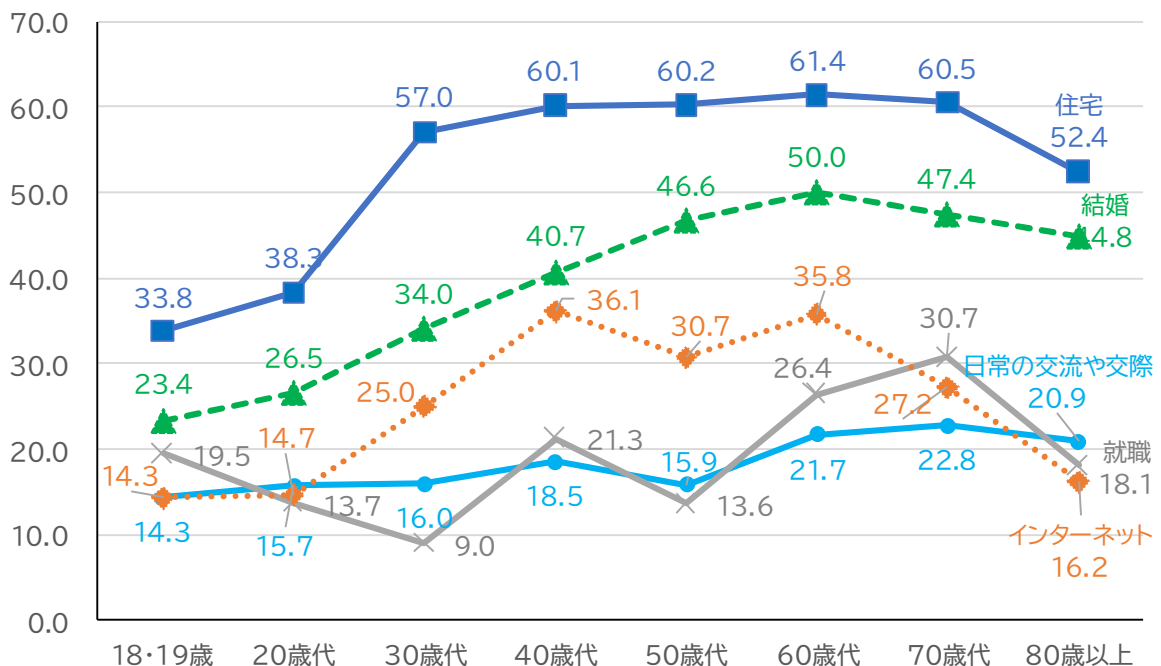
部落差別(同和問題)の有無

- 部落差別(同和問題)が『ある』(「明らかにある」+「どちらかと言えばある」)の割合は、『住宅を選ぶ際に同和地区を避けること』『結婚について』で高くなっています。



部落差別(同和問題)の有無(年齢別:「ある」の割合)

- 部落差別(同和問題)が『ある』の割合は、『住宅を選ぶ際に同和地区を避けること』と『結婚について』は、年齢が上がるにつれて増加し、70歳代、80歳代ではやや減少しています。また、『インターネットを介した旧同和地区の情報の拡散』は、40歳代と60歳代で高くなっています。



今後の方針

①「部落差別解消推進法」の趣旨に基づく施策の推進

「部落差別解消推進法」の趣旨に基づき、課題の早期解決をめざし、教育、啓発、相談体制の充実等、必要な施策を推進します。

②部落差別(同和問題)における差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

「精華町人権教育・啓発推進計画」に基づき、部落差別(同和問題)に対する正しい知識と認識を深めることにより、差別意識や偏見を解消することができるよう、精華町人権啓発推進委員会の取り組みとも連携しながら、学校、家庭、職場、地域社会等における人権教育・啓発を推進します。

③人権センターの活用

人権センターでは、「人権と福祉の拠点施設」として、周辺地域を含めた地域社会の中で、住民相互の理解と認識を深めるための交流事業や生活上の相談事業、高齢者や障害のある人の支援等課題解決に向けた取り組みを引き続き進めます。

④人権侵害に対する人権擁護への対応

被差別部落の問い合わせや差別落書き、インターネットを利用した人権を侵害する差別事象には、京都地方法務局や京都府、関係機関等と連携し削除要請を行うなど適切な対応を行い差別されない権利を守るとともに、関係者に対し、部落差別(同和問題)に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に努めます。

○コラム 【精華町人権啓発推進委員会か人権週間の取り組み】

(2)女性

現状

女性の人権について、国は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を昭和60年(1985年)に批准し、昭和61年(1986年)には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」を施行し、男女平等の原則を確立しています。

また、国では、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が施行され、同法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定しています。近年では、令和元年(2019年)に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の改正、令和6年(2024年)には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、令和7年(2025年)には「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が改正されるなど、女性の人権擁護の法整備が進んでいます。

本町においては、男女共同参画基本法を踏まえ、平成17年(2005年)に「精華町男女共同参画計画」を策定し、平成25年(2013年)に「精華町男女共同参画推進条例」を施行しました。また、上記計画は、10年毎に策定し、令和7年(2025年)3月に「精華町第3次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の実現に向け、各施策の推進に取り組んでいます。

近年新たに、女性の経済参画支援の取り組みとして女性デジタル人材・起業家育成支援型事業を実施しています。また、DV相談員を配置し、DV相談を実施し、ケース対応の際は各課で情報を共有し対応を行っています。

課題

女性を取り巻く環境については、依然として性別による固定的な役割分担意識や、性に起因する暴力などの課題が残っており、社会の様々な分野における女性の参画や能力の発揮は、十分とはいえない状況にあります。

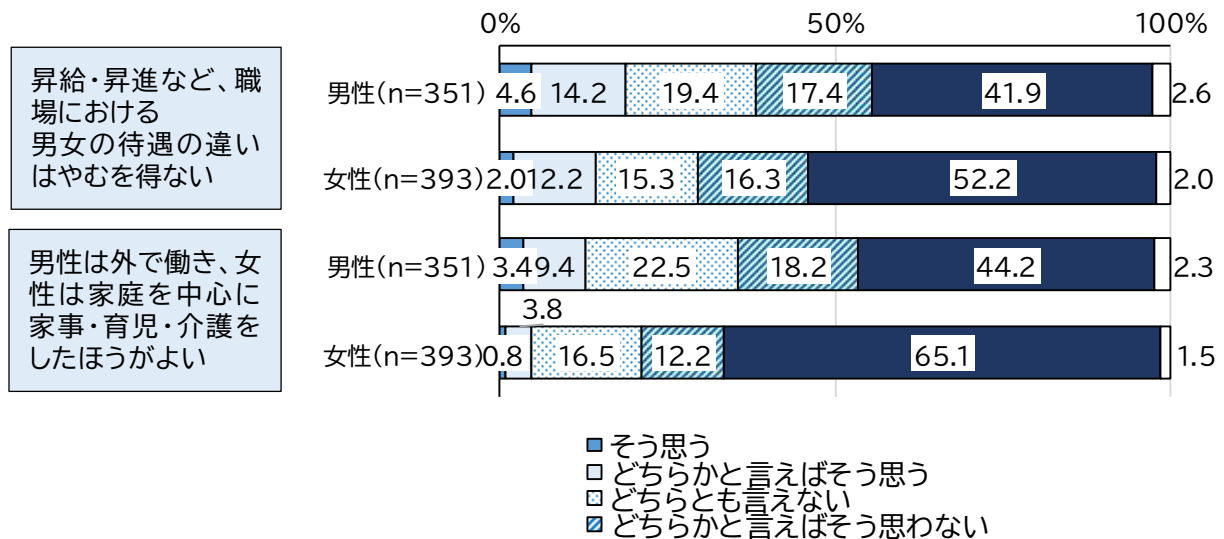
アンケート調査結果によると、特に若い世代において、男女平等に対する意識は定着しつつあることが伺えます。その一方で、調査結果から固定的な性別役割分担意識が一部に根強く残っていること、親の介護を女性の役割と決めつけている傾向も見られます。家庭において女性が多くの家事・育児・介護を担っている実態は、女性の地域活動や社会参画の阻害要因となっており、実生活の中での男女間の不平等の構造を浮き彫りにしています。

また、長期的な人権教育や啓発の成果により、特に若い世代では固定的な性別役割分担意識の解消や男女の平等感が浸透しつつあるため、高齢層を含めた全世代への継続的な学びの機会の確保が重要と考えられます。

人権侵害の内容については、男性は職場でのパワーハラスメントの被害を多く挙げているのに対し、女性は家庭内での暴力や虐待に関する回答が多い傾向にあり、職場では男性が、家庭では女性が、それぞれ異なる形で人権課題に直面している可能性があります。

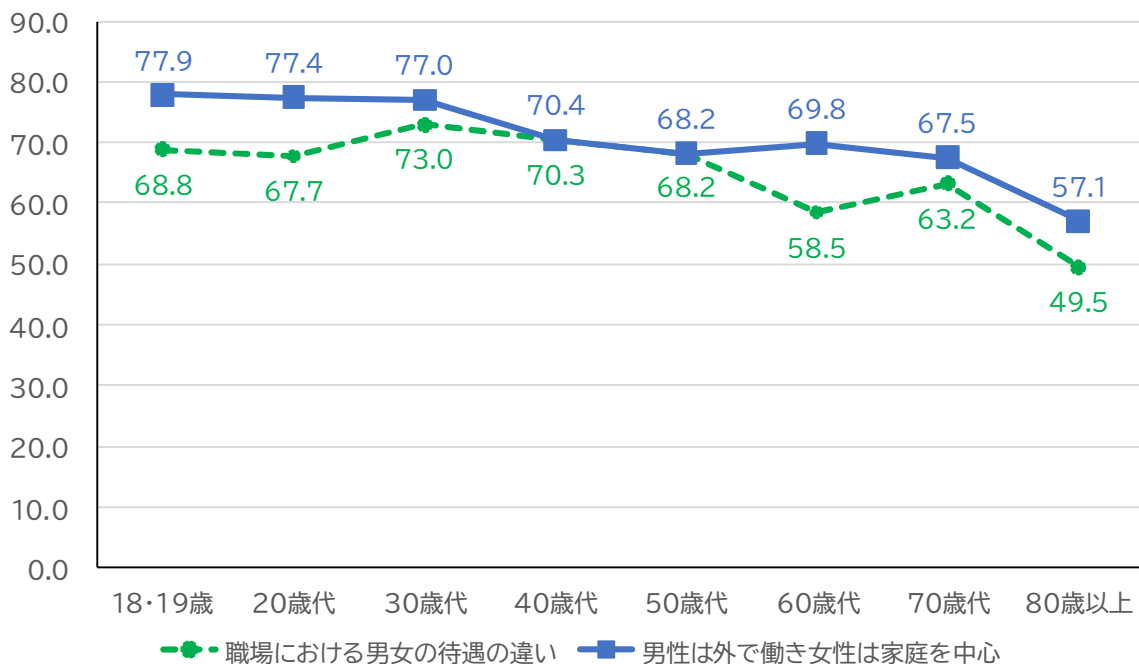
性別に関する考え方

- 『昇給・昇進など、職場における男女の待遇の違いはやむを得ない』や『男性は外で働き、女性は家庭を中心に 家事・育児・介護をしたほうがよい』に対して、否定的な意見(「どちらかと言えばそう思わない」+「そう思わない」)が半数以上を占めています。
- また、男性に比べると女性の方が否定的な意見が大きい傾向にあります。



性別役割分担意識の考え方(年齢別:否定的な意見の割合)

- 『昇給・昇進など、職場における男女の待遇の違いはやむを得ない』に対しては、否定的な意見が30歳代をピークとし、以降減少傾向にあります。
- 『男性は外で働き、女性は家庭を中心に 家事・育児・介護をしたほうがよい』に対する否定的な意見は、18・19歳が最も高くなっています。



今後の方針

①男女平等の教育・啓発の推進

「精華町男女共同参画推進条例」や「精華町男女共同参画計画」に基づき、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮し、お互いの人権を尊重し、自分らしくいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現をめざします。

②暴力の根絶

DV等を社会的な問題としてとらえ、暴力を根絶するため、あらゆる場において研修や広報、啓発の取り組みを推進します。

DVやデートDV、ハラスメントに関する相談体制を充実するとともに、適切に対応ができるよう相談員の資質の向上を図ります。

③暴力の根絶

「男女雇用機会均等法」をはじめ、長時間労働の見直しや男性の育児休業の取得の促進等のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に関する企業(事業所)や従業員の理解を深め、男女が性別により差別されることなく、働きやすい労働環境づくりを進めるため、京都府や町内企業(事業所)と連携し、各種講座の開催や啓発、情報提供等の取り組みを推進します。

せいかジョブポイント等を活用した就職や再就職を希望する女性の相談や能力開発の支援に引き続き努めます。

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「労働施策総合推進法」で定められているハラスメント防止のための措置義務の内容について事業主に周知し、啓発に努めます。

④共に支え合い活躍することができる地域の促進

政策や方針の決定過程への女性参画を促進するために、「精華町女性活躍推進計画」の施策を通じ、意識啓発に取り組み、女性リーダーの養成や女性の起業等への支援に努め、地域活動・住民活動の活性化を図ります。

また、住民主体の地域課題解決の仕組みづくり、多様な人材が地域の担い手として活躍できる環境を整えます。各種団体の育成を図るとともに、団体同士での意見交換や交流ができるような仕組みづくりを推進します。

「精華町困難女性支援基本計画」の施策を通じ、さまざまな困難を抱えた人たちへの支援を行い、誰もが安心して参加・活動できる環境づくりをめざします。

⑤相談体制の充実

暴力や働く場における性差別やハラスメント等さまざまな人権問題の解決を図るため、各種相談機関において、相談者に対する助言や必要な情報提供等を行うとともに、国や京都府など関係機関との連携を強化するなど、相談体制の充実を図ります。

(3)こども

現状

平成元年(1989年)の国連総会において、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択され、こどもが保護の対象としてだけでなく、権利の主体であることが規定されました。国は、令和5年(2023年)に「こども基本法」を施行し、同法において、すべてのこどもが、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが示されました。

この間にも、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」(平成11年(1999年))、「児童虐待の防止に関する法律(児童虐待防止法)」(平成12年(2000年))、「いじめ防止対策推進法」(平成25年(2013年))、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子ども貧困対策推進法)」(平成26年(2014年))が施行されるなど、子どもの権利を守る法整備が進んでいます。

また、国は令和5年(2023年)に「こども家庭庁」を設置し、同年に「こども大綱」、令和7年(2025年)に「こどもまんなか実行計画」を策定し、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指し、こども施策を総合的に推進しています。

これまで、本町では、こどもの健全な成長のために町民のすべてが力を合わせることを「こどもを守る町」宣言(昭和43年(1968年)制定)として掲げ、まちづくりを進めるとともに、子育てに関する様々な取り組みを進めてきました。また、令和7年(2025年)に策定した「せいかこどもプラン」では、「こども・家庭・地域で創るこどもまんなか精華町～みんなでつくるこどもまんなかまちづくり～」基本理念として、こどもの権利・人権を尊重し、こどもの声に耳を傾けながら、こどもが地域社会の次の担い手として成長し、活躍することができるよう、こども目線を尊重したまちづくりを進めています。

課題

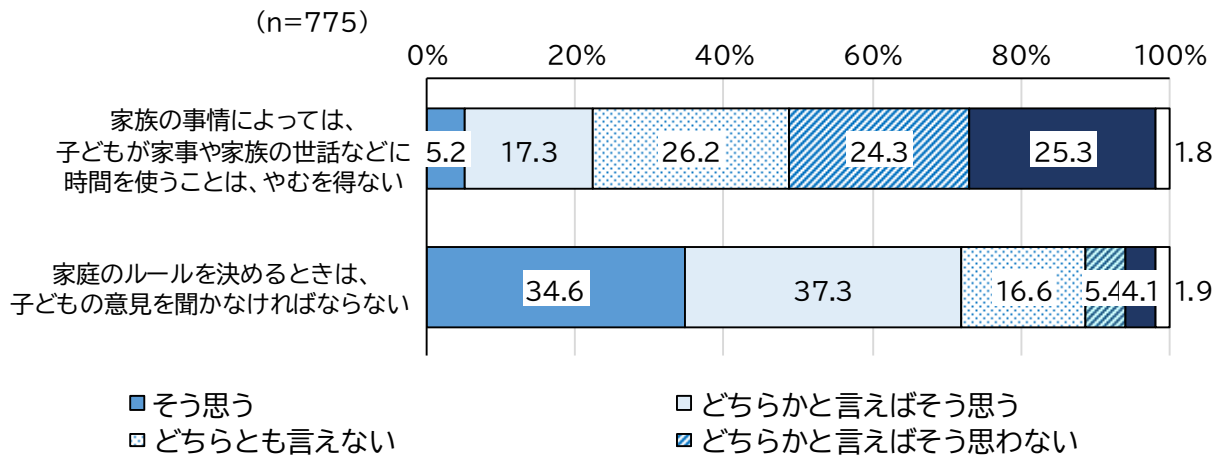
近年の急激な少子化により、こども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれており、また、家族形態の多様化に伴い、家庭における子育てのあり方が変化し、地域社会全体でこどもを育て、守るという意識も希薄になりつつあります。

また、こどもの重大な人権侵害である児童虐待に関する相談件数は依然として高止まりしており、いじめや暴力行為、不登校の増加傾向とあわせて、こどもの人権を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

アンケート調査によると、こどもの意見を尊重すべきという考えは広まっているにも関わらず、「家庭の事情によっては、こどもが家事や介護などを担うこともやむを得ない」との考えがある程度生じており、本人や家族がその意識を持たないままヤングケアラーとして家族内で役割を果たしている可能性があります。若年層や高齢層では、「家庭を助けるのは当然」とする価値観が根強く、こどもの権利としての「守られる権利」「育つ権利」が損なわれるリスクへの課題があります。

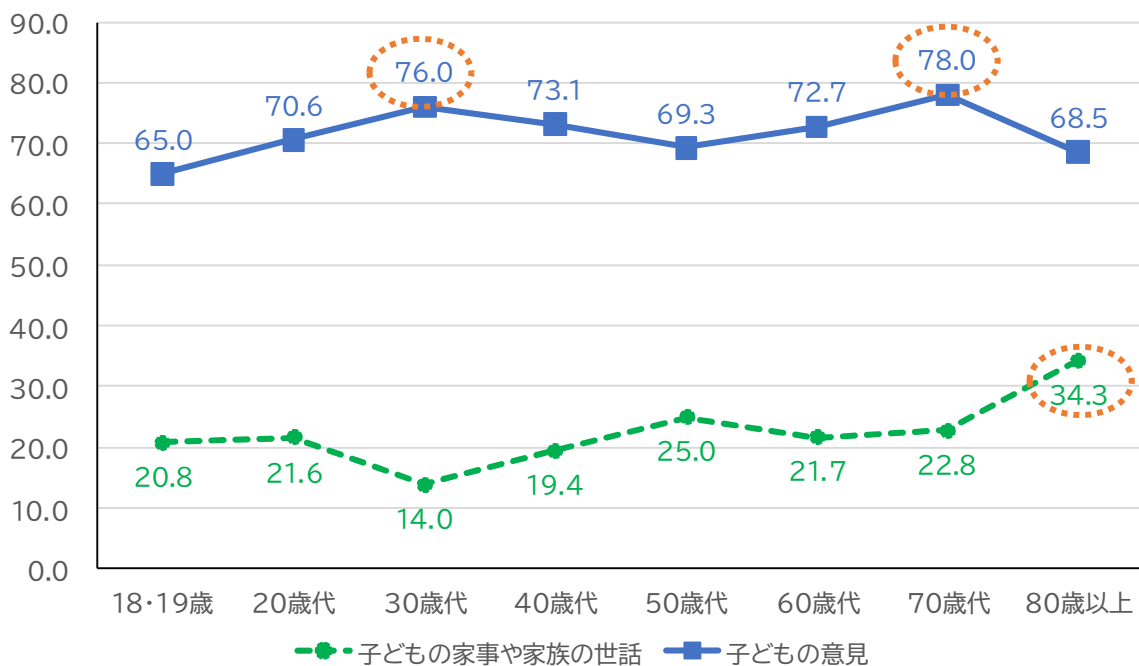
こども一人ひとりが権利の主体として尊重されるためには、すべての大人が「こどもの最善の利益」という視点を共有し、こども自身が自らの思いや困りごとを表明できる環境を整えることが必要です。

- 『家庭のルールを決めるときは、子どもの意見を聞かなければならない』への肯定的な意見(「そう思う」+「どちらかと言えばそう思う」)が7割以上となっている一方で、『家庭の事情によっては、子どもが家事や家族の世話などに時間を使うことは、やむを得ない』への否定的な意見(「どちらかと言えばそう思わない」+「そう思わない」)は、5割程度にとどまっています。



子どもの意見に対する考え方(年齢別:肯定的な意見の割合)

- 『家庭のルールを決めるときは、子どもの意見を聞かなければならない』に対しては、肯定的な意見が高いのは30歳代と70歳代であり、ピークが2回ある M 字型となっています。
- 『家庭の事情によっては、子どもが家事や家族の世話などに時間を使うことは、やむを得ない』に対する肯定的な意見は、80歳代が最も高くなっています。



①こどもの人権についての教育・啓発の推進

こどもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体として認めるという、「児童の権利に関する条約」並びに「こども基本法」の趣旨を十分踏まえ、こどもが個人として尊重される「こどもまんなか社会」の実現をめざして、「せいかこどもプラン」に基づき、あらゆる機会学習資料や啓発資料を活用し、こどもの人権を尊重する意識の向上に向けた教育・啓発の取り組みを進めます。

こどもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、幼児、児童、生徒に倫理観や規範意識、豊かな心や自ら学ぶ力などの育成を図るとともに、個性を伸ばす教育の推進に努めます。

②こどもへの虐待防止

「精華町こども家庭センター」を中心として、こどもへの虐待の未然防止、虐待を受けたこどもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、こどもが安心・安全に暮らすための取り組みを推進します。

精華町要保護児童対策地域協議会等における関係機関との連携により、こどもの人権を守る体制の充実を図ります。

出産前から養育に支援が必要と思われる妊婦などに対して、保健師等がかかわり、妊娠期、出産、子育てなどライフステージに応じた支援を図ります。

③こどもへの貧困対策

すべてのこどもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現をめざし、学習支援事業の実施やせいかジョブポイント等を活用した就労支援や生活相談を実施し、次代の親であるこどもの支援体制を進めます。

④いじめ、暴力行為、体罰、不登校等への対策の推進

「精華町いじめ防止基本方針」や各校「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に努めます。こどもの問題行動やいじめ、不登校については、個々の事象に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門職の配置や適応指導教室の充実など、こどもを取り巻く諸問題に対する相談、支援、指導体制を充実させ、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した取り組みの充実を図ります。

また、教職員による児童生徒に対する体罰やハラスメントの根絶に向けた具体的な取り組みや、教職員への研修の充実を図ります。

インターネットやSNSでのいじめには、京都府が運営実施する「ネットいじめ通報サイト」や、不適切な書き込みなどの検索・監視を行う学校ネットパトロールの取り組みと連携するとともに、インターネットを適切に利用できるよう、フィルタリングサービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起を行います。併せて、インターネットを利用する機会の多い青少年とその保護者等を対象とした京都府の相談窓口などについて情報提供を図り、引き続き、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発等を推進します。

⑤相談体制の充実

子育ての悩みや児童虐待、いじめ、不登校等、さまざまな問題を解決するため、家庭児童相談室等において相談者に対する助言や情報提供等を行うとともに、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

ヤングケアラーの状況を早期に把握するとともに、本人の意向を尊重しながら、こどもが自分自身の状況を見直す機会を持つことや相談ができるよう、当事者と家庭への啓発や相談支援体制の充実を図ります。

こどもを性犯罪・性暴力等の被害から守るため、関係機関、団体と連携するなど情報交換等を行います。

○コラム

【女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボン】

【児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボン】

(4)高齢者

現状

国は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」(平成18年(2006年))を施行し、虐待を受けた高齢者を発見した際の市町村への通報を義務付けています。また、令和6年(2024年)には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」が施行されました。この法律に基づき、「認知症施策推進基本計画」が策定され、認知症当事者の意見を尊重しつつ、地域における生活の継続を支援する「新しい認知症観」に基づく施策が推進されています。

本町においては、高齢者保健福祉計画を3年ごとに策定しており、現行計画である「精華町第10次高齢者保健福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムの推進を図っています。同計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、総合的な相談支援体制の強化として、町内地域包括支援センターの増設や認知症カフェを設置しています。また、個別地域ケア会議と併せ、令和自立支援型地域ケア会議を開催し、協議・調整を図っています。

また、「精華町やさしいまちづくり整備指針」に基づき町内の対象建築物の順守すべき基準の確認を行っています。また、小学校を対象としたバリアフリー教室の実施や、精華町 WEB 版バリアフリーマップの作成により、広く一般にバリアフリーの状況を周知しています。

課題

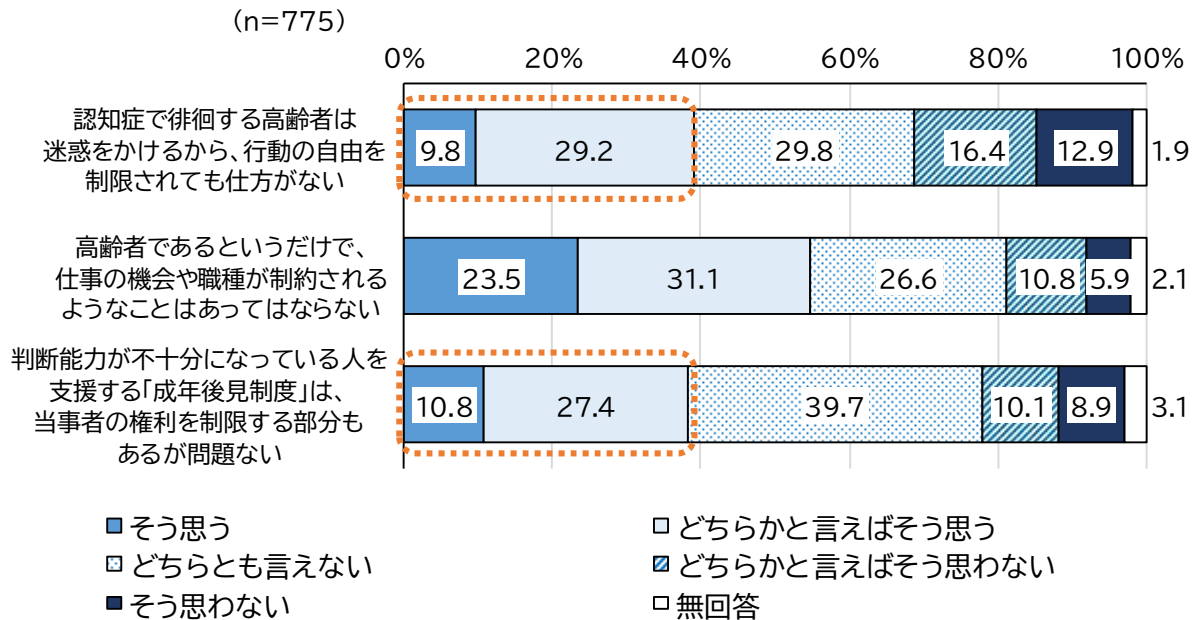
我が国における高齢化は急速に進行しており今後もさらに進展することが見込まれています。本町においても、令和8年(2026年)4月1日現在で65歳以上の人口割合は約25%となり、介護を必要とする寝たきりや認知症の高齢者の増加が見込まれる中で、身体的・精神的虐待や身体拘束等、高齢者の人権を著しく侵害する問題が見られます。

年齢を理由に一律に「弱者」とみなす誤った理解が、元気で働く意欲のある高齢者の就労機会や、社会参加の場を制限し、地域社会とのつながりの喪失を招いている場合もあり、高齢者が年齢に関係なく尊重され、社会の一員として活躍できる環境の整備が求められています。

アンケート結果によると、高齢者に対する行動等の制限が否定的である一方で、認知症高齢者に対しては、その制限を否定しない傾向がみられています。認知症の人の数は今後も増加することが見込まれるため、一人ひとりが認知症に対する正しい知識や、自分や家族にも関係することとの意識を持つことが求められています。

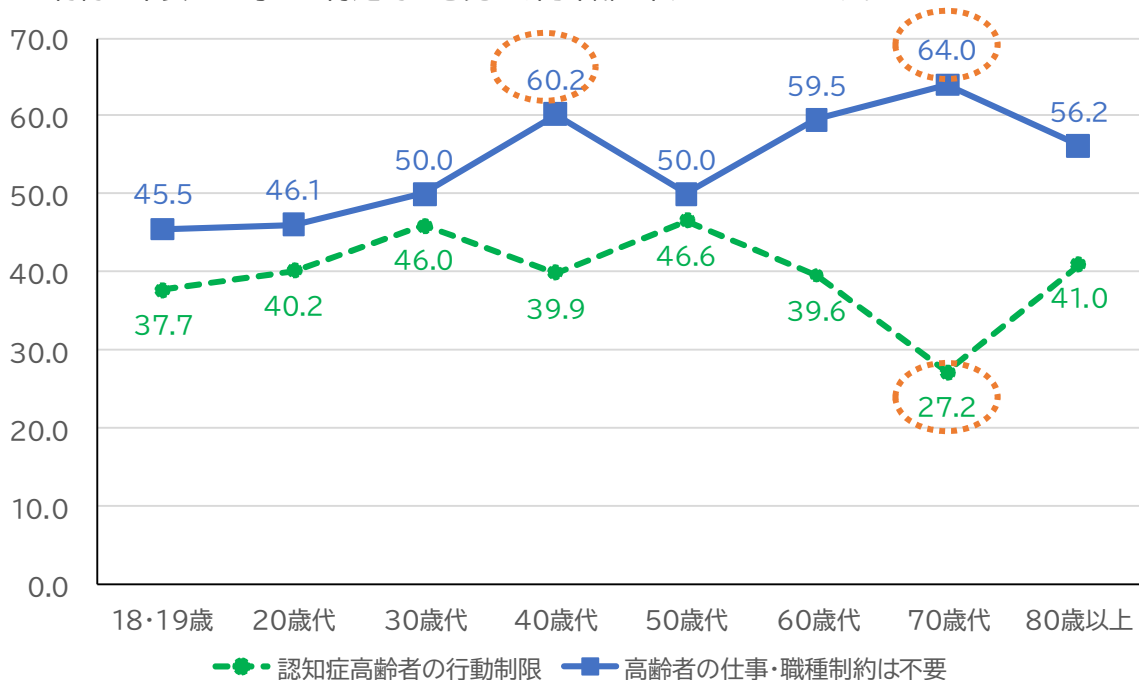
高齢者の人権に対する考え方

- 認知症の高齢者の行動の自由を制限することや、成年後見制度による当事者の権利を制限することへの肯定的な意見(「そう思う」+「どちらかと言えばそう思う」)が3割以上となっています。



高齢者の人権に対する考え方(年齢別:肯定的な意見の割合)

- 認知症高齢者の行動制限に対する肯定的な意見は、40歳代や70歳代で高く、高齢者の職種制約は不要との考えに肯定的な意見は、同年齢で低くなっています。



今後の方針

①高齢者の人権についての教育・啓発の推進

「せいか365事業」や「健康づくり・介護予防サポーター事業」等を活用し、高齢者が社会の一員として、生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指すとともに、高齢者の人権にかかる教育・啓発の取り組みを推進します。

「敬老の日」等の行事を通じて長寿を祝うとともに、高齢者のこれまでの社会貢献や果たした役割に対し、敬老意識を高めるよう努めます。

②生活・社会環境づくりの推進

超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「精華町高齢者保健福祉計画」や「精華町介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進を図ります。

高齢者が住み慣れた家庭や地域社会で、安全・安心に暮らし、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験を活かして、積極的に役割を果たすことができる活動の機会や場づくりを図ります。

地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等が中心となって、地域住民や関係機関をはじめボランティア等の住民団体やNPO法人等と連携し、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの確立に努めます。

③高齢者の社会参加・雇用の支援

意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわらず、社会を構成する重要な一員として活躍することができるよう、社会参加の促進やシルバー人材センター、せいかジョブポイント等の活用などによる雇用・就業機会の確保など、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

④高齢者の権利擁護の推進

認知症サポーターや介護予防サポーターを養成し、認知症に対する理解を深め、正しい知識の普及を図るとともに、認知症高齢者等の権利擁護のため、判断能力が十分でない人に対して、本人の利益が損なわれないよう、意思決定を尊重する支援を基本としたうえで、関係団体と連携し、福祉サービス利用支援事業や成年後見制度の周知、普及に努めます。

「高齢者虐待防止法」に基づき、関係団体等と連携し、高齢者の虐待防止に努めます。

消費者被害防止のため、高齢者の通いの場等を活用した啓発講座を行うなど、関係機関と連携し被害防止に努めます。

⑤相談体制の充実

介護している家族等の相談に対する助言や情報提供等を行う地域包括支援センター等の窓口を周知し、高齢者等が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

また、成年後見制度の必要な方が早期に制度利用につながるよう精華町権利擁護・成年後見センターの設置により制度理解・利用促進に努めます。

(5)障害のある人

現状

国連は平成18年(2006年)に、障害の有無にかかわらず、人としてあたりまえの権利と自由を認め、社会の一員としてあたりまえに生活、行動し、参加できる社会を目指すことを目的とした「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」を採択し、我が国では平成26年(2014年)に締結されました。この条約では、障害に基づくあらゆる差別の禁止と、障害者の社会への参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みの設置等、障害者の権利実現のための措置が規定されています。また、障害を個人の心身機能の問題(医学モデル)でなく、社会環境のバリア(障壁)によって引き起こされる問題(社会モデル)として考えることが示されています。

我が国においては、平成5年(1993年)に「障害者基本法」が制定され、平成16年(2004年)には障害を理由とする差別禁止の規定が追加されました。また、平成24年(2012年)には「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が制定されています。そして、平成28年(2016年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障害による不当な差別的取り扱いの禁止と、合理的配慮の提供を求めることが示されました。さらに令和6年(2024年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が改正され、合理的配慮の提供が国や自治体のみでなく、事業者においても義務化されています。

本町においては、障害者基本法に基づく「精華町第3次障害者基本計画」を令和6(2024)年度に策定し、障害の有無にかかわらず、すべての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して施策を推進しています。

令和7年(2025年)に「精華町手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」を策定し、手話が言語であることの周知とコミュニケーション手段としての活用を進めています。

課題

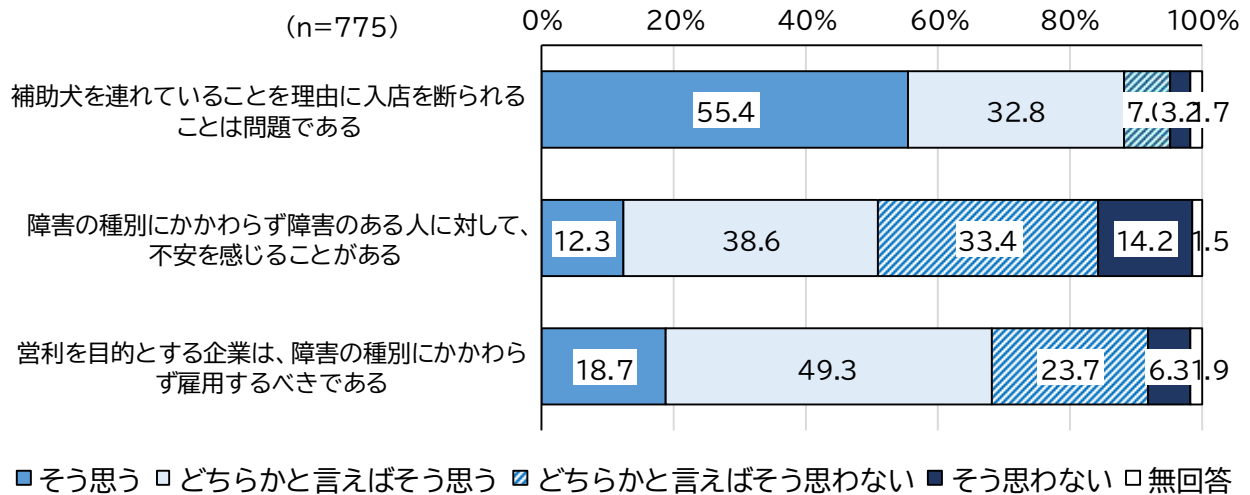
障害のある人の完全参加と平等を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、共に生活できるための環境整備や障害に対する正しい知識の普及と啓発が必要です。

障害のある人の自立意識や社会参加の意欲は高まってきている一方で、アンケート調査結果からも、障害のある人へ不安を感じることや、結婚相手として悩むこと、住宅購入の際に施設の有無を条件とすることなど、人権侵害は依然としてあることが伺えます。

また、様々な障害特性がある中で、精神障害や難病のある人については、正しい知識や特性への理解が未だ十分ではなく、それが上記の障害のある人への不安につながっている可能性もあります。

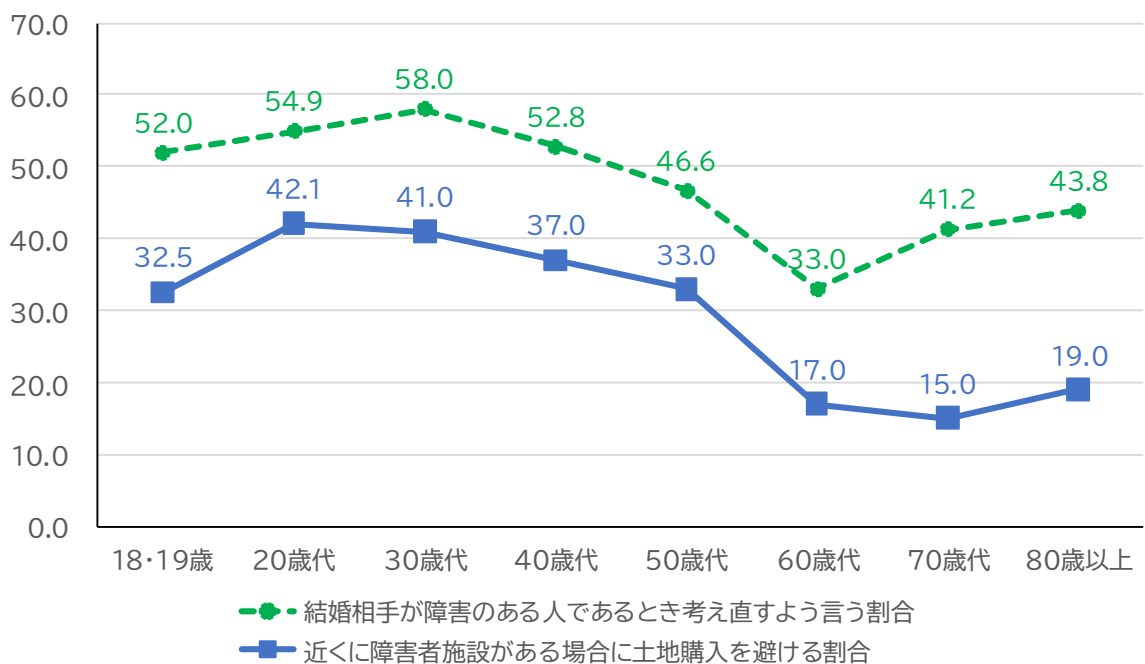
障害者の人権に対する考え方

- 障害のある人に対して不安を感じることへの、肯定的な意見(「そう思う」+「どちらかと言えばそう思う」)がおおよそ5割となっています。



結婚相手・土地購入の条件

- 結婚相手としての障害のある人を考え直すように言う割合は、50歳未満で5割以上となっており、障害者施設がある場合に土地購入を避ける割合は、60歳未満で3割以上と高い傾向にあります。



今後の方針

①障害のある人の人権についての教育・啓発の推進

障害に関して十分な理解と認識や合理的配慮等の理念が深まるよう、「精華町手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」や「精華町WEB版バリアフリーマップ(せいかは一とふるなび)」などを住民に広く周知します。

障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止につながる教育や啓発に努めます。

精神障害のある人やその家族を支援するため、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るとともに、こころの健康推進員、関係団体などの活動に対し積極的に助言や支援を行います。

②自立や社会参加の支援

障害のある人が個人として尊厳を保ちながら、自立した社会生活や自己実現のための社会参加を自ら決定あるいは選択し、充実感のある生活を送ることができるよう「精華町障害者基本計画」や「精華町障害福祉計画・精華町障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの充実を図ります。

障害のある人が障害の程度にかかわらず地域社会の一員として安心して生活できるよう多様なニーズに対応した障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害者相談支援事業所の体制の充実・強化を図ります。

③雇用・就業の促進

障害のある人の福祉的就労から一般就労への雇用の促進を図るため、企業(事業所)に対して「障害者雇用促進法」の周知を図るとともに、相談支援事業所等と連携した障害のある人の就労支援に努めます。

京都労働局との「京都府精華町雇用対策協定」に基づく取り組みを進めるほか、せいかジョブポイント等の活用などによる障害のある人の雇用・就業機会の確保に努めます。

④権利擁護の推進

知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない人に対して、本人の利益が損なわれないよう、意思決定を尊重する支援を基本とするとともに、必要に応じて成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの支援体制が充実するように努めます。

「障害者虐待防止法」に基づき、虐待の予防及び虐待を受けた障害のある人に対する自立の支援並びに養護者に対して支援を行います。虐待が発生した場合には関係機関との連携により、当事者の一時保護や後見審判請求を行うなど、適切な措置に努めます。

⑤相談支援体制の充実

障害のある人が地域で安心して自立した生活が送れるよう、関係機関と連携した相談支援体制の一層の充実に努めます。

障害のある人の保健・医療・福祉・教育・就労などに対する幅広いニーズを把握し、適切な支援へつなぐ障害者相談支援体制づくりを図ります。

(6)外国人

現状

言語や生活習慣の違いにより、住居、教育、労働、医療、地域交流など様々な場面で外国籍の人々が困難を感じることや、相互理解の不足から生じる偏見や差別が課題となっています。また、特定の国籍や民族に対するヘイトスピーチは、当事者に苦痛を与えるだけでなく、住民全体に不安や緊張感を生み出す深刻な人権問題です。

国際的には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に基づき、人種差別の撤廃が求められており、我が国においては、日本国憲法において、在留外国人に対しても基本的人権の享有を保障しています。また、国は、平成18年(2006年)に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、「国際交流」「国際教育」「地域における多文化共生」の3つを柱として施策を推進しています。その後平成24年(2012年)には「住民基本台帳の一部を改正する法律」により、外国人市民が住民基本台帳制度の対象となっています。

その後国においては、特定の民族や国籍の人に対する差別的言動(ヘイトスピーチ)を無くし、人権尊重の社会を目指すこととして、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」「平成29年(2017年)」や、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成29年(2017年))を施行しています。

本町においては、国際交流員の任用や、せいかグローバルネットとの共催等により、日本語教室や各種講座(地球っこ講座、英会話教室)の実施、イベント(せいか祭り、日本語による外国人のメッセージコンテスト、Sports Day、音楽で世界を学ぶワークショップ)の実施及び参加により、日本語を学ぶこと、日本文化に触れる機会を設けています。また、国際交流員により、通訳や保育所訪問を行うことで、地域における人々の交流や活動を促進しています。

課題

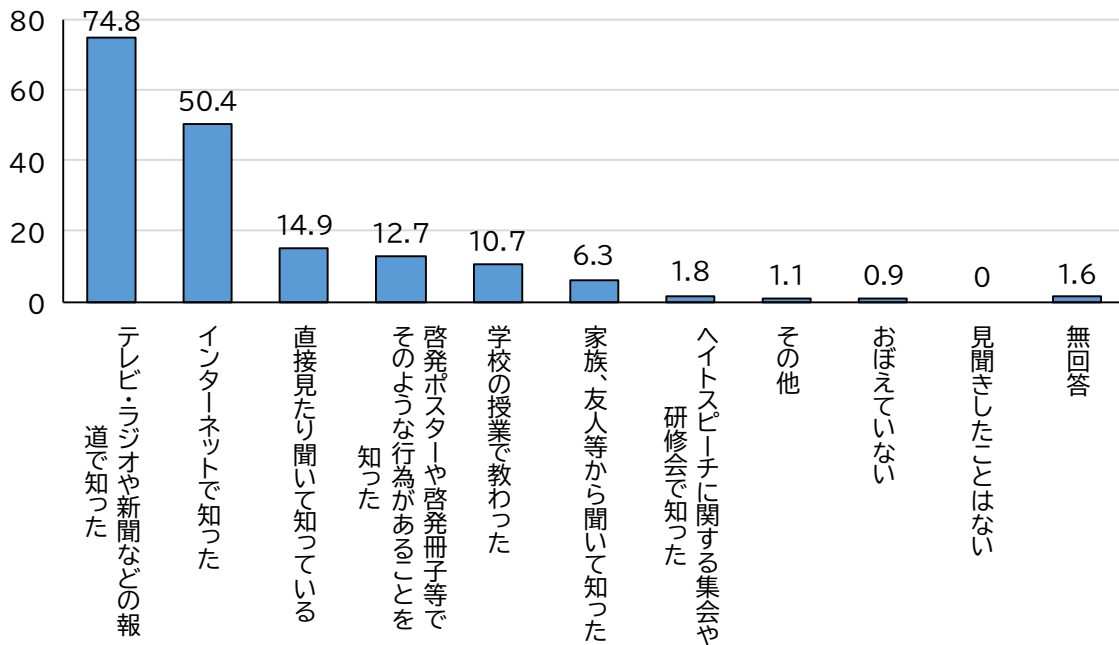
外国人の移住・定住化が現状の中、外国人を一時的滞在者でなく、同じ地域に住む住民として認識する視点が必要であり、言葉や習慣などが異なり、多様な背景を持つ人々と地域住民が、日常生活の中で互いに理解し支え合える関係を築くことが重要です。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が社会問題となる中、その解決に向けて、地域での対話や交流を促進し、当事者の声を反映した施策の推進、人権意識の醸成を進めることが必要です。

アンケートにおいては、外国人が増えることに対する漠然とした不安感を持つ人や、近くで外国人が多く住む場合に土地購入を見送る人が、ある程度見られることから、不安の解消に向けた問題点の把握・解決を図ることが必要です。

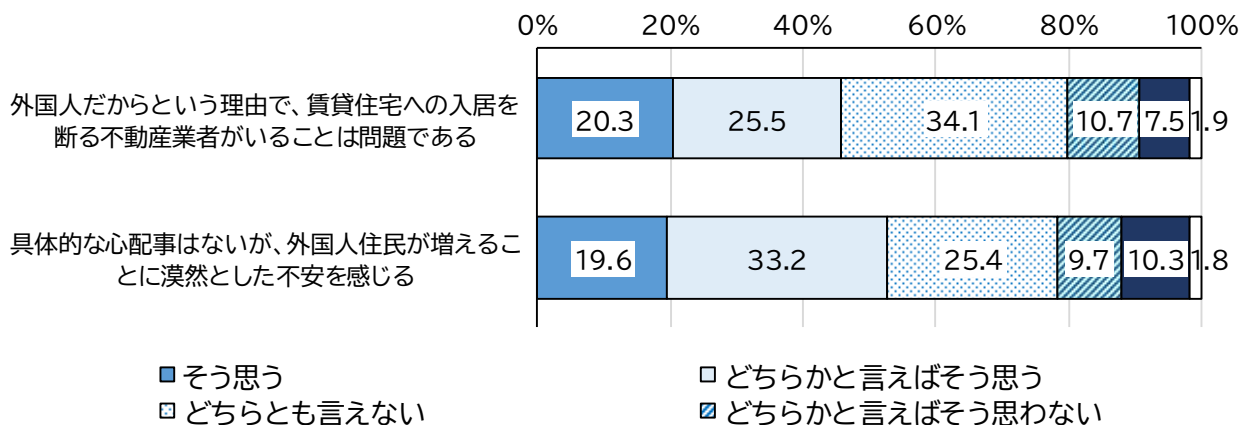
ヘイトスピーチを知ったきっかけ

- ヘイトスピーチを知ったきっかけは、テレビやラジオ、新聞などの報道と、インターネットで知った人がほとんどとなっています。



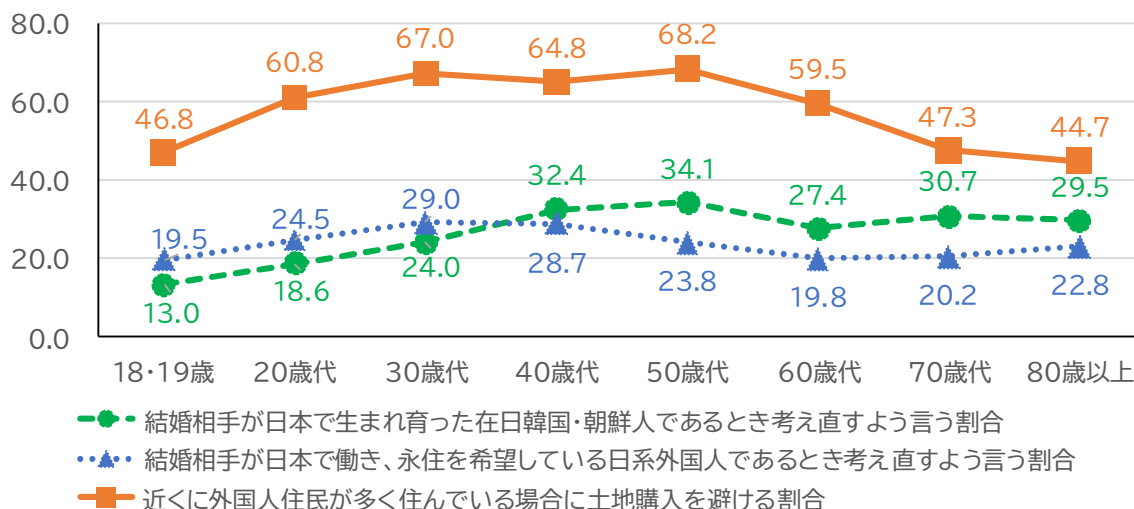
外国人住民への不安感

- 外国人住民が増えることに対して、漠然とした不安を感じている人が半数以上を占めています。



結婚相手・土地購入の条件

- 近くに外国人住民が多く住んでいる場合に土地購入を避ける割合は、20～50歳代で6割以上と高くなっています。



今後の方針

①外国籍等の人の人権についての教育・啓発の推進

住民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合い、国際社会にふさわしい人権意識を育むよう、学校や地域において国際理解教育や人権教育・啓発の推進に努めます。

在日韓国・朝鮮人に関わる歴史的経過など正しい理解や認識を深め、偏見や差別のない社会の実現に向けて、京都府や関係機関と連携し、人権教育・啓発の推進に努めるとともに、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨や責務を踏まえ、町の施設等において、ヘイトスピーチが行われることを防止するために策定した使用手続に関するガイドラインの適切な運用に努めます。

②雇用・社会参加の支援

外国籍等の人が住民の一員として地域づくり等に参加し、多様な感性や能力を発揮できるよう、外国籍等の人を支援する団体や関係機関等との連携・協働による取り組みを図ります。

また、関係機関が連携し受入体制や相談窓口を整備し、外国籍等の人が安心して働き続けられる環境づくりに努めます。

③生活相談等の支援

外国籍等の人の生活の不安を解消するため、国際交流員やせいかグローバルネット等の関係団体との協力により、日本語学習への支援や各種相談体制の充実を図るとともに、生活情報・行政情報の更なる多言語化に努めます。

外国籍等の人の人権が守られるよう、ヘイトスピーチ等人権侵害事案については、関係機関と連携した相談・対応の体制を整えます。

(7)病気にかかわる人(感染症患者等)

現状

ハンセン病は、かつて隔離政策がとられ、患者や家族に対して長年にわたって深刻な差別が加えられてきました。「らい予防法の廃止に関する法律」(平成8年(1996年))の制定後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」(平成21年(2009年))に施行され、令和元年(2019年)には同法の対象に家族を加える改正と、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、患者や家族への偏見や差別の解消と、社会生活への支援の取り組みが進められています。

HIV感染症は、新規報告数こそ減少傾向にありますが、依然として年間1,000件超の新規感染が報告されており、特に20～30代の若年層での性感染が顕著となっています。また、感染経路に基づく偏見や差別により、感染者の就労・生活の困難化や医療機関の受診回避などの深刻な問題があります。

障害者総合支援法が平成25年(2013年)に改正され、障害者の範囲に難病等が加わり、障害福祉サービスの対象となり、サービスを受けることが可能となりました。また、平成27年(2015年)に施行した「難病法」により、共生社会の実現に向けた医療や生活支援の充実が図られています。しかしながら、難病は、見た目では判断できない疾患も多く、周囲の無理解から誤解や偏見が生じやすいという課題があります。

本町においては、ハンセン病の患者が尊厳をもって暮らせるよう京都府や関係機関からの情報誌を役場内に配架し、周知を進めています。また、エイズに関しては、保健体育科の保健領域の中で、生徒がエイズについての正しい知識を身に付けられるよう指導を行っています。

難病に関しては、難病患者の人権が尊重され、安心して生活ができるよう、直接的に相談支援や訪問を行う保健所や日常生活用具給付事業を行う健康推進課と連携・支援を行っています。また、医療依存度の高い難病の方へは、関連機関で災害時の個別避難計画を作成しています。

課 題

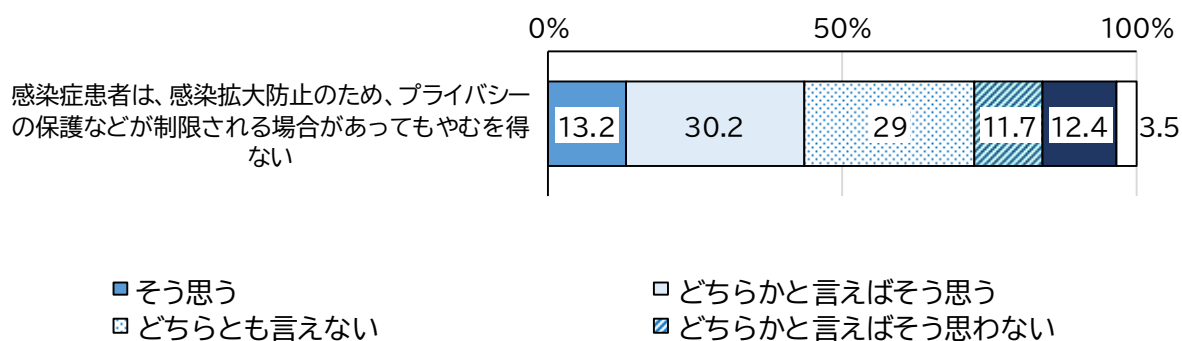
ハンセン病、HIV感染症、難病等の患者に対する人権課題については、歴史的な偏見や差別の蓄積に加え、現在もなお正確な理解の浸透が不十分です。

アンケート調査では、感染症患者は、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ないと考える人が、4割以上となっています。感染者の社会的孤立を防ぐには、HIV感染症に関する正しい知識の普及が不可欠です。

また、難病については、その対象は拡大し、種類や特性が様々であり、一見して病気とわからないものもあり、病状等に対する誤解や偏見があり、今後更なる理解促進が必要です。

身近な人権問題に関する考え方

- 感染拡大防止の考えのもと、感染症患者のプライバシー保護を制限することに対して、肯定的な意見(「そう思う」+「どちらかと言えばそう思う」)が4割以上となっています。



今後の方針

①病気に関する正しい知識の普及と啓発の推進

誤った知識や理解不足から差別や偏見を受けやすい病気に関して、その正しい知識の普及を図るとともに、京都府が行う啓発事業等に積極的に協力し、「ハンセン病を正しく理解する週間(6月)」、「世界エイズデー(12月1日)」等の機会を生かして啓発に努めます。

また、精神疾患にかかった人が地域で安心して暮らすことができる社会づくりの取り組みに努めます。

②相談体制の充実

病気にかかわる人は、医療に関する相談のほか、病気の長期化等からの精神的、肉体的な負担等多様な相談への対応が求められます。これらの相談に対して、プライバシーの保護、精神的な負担の軽減等に配慮し、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。

イラストもしくはコラム

(8)犯罪被害者等

現状

犯罪被害者やその家族は、事件や事故による直接的な被害のみならず、心身の不調や司法手続に伴う精神的・時間的負担、さらには周囲からの無責任な噂話や心ない中傷によるプライバシーの侵害など、様々な二次被害があります。また、性暴力の被害は、身体的な影響に加え、精神的影響が大きく、被害者が日常生活を送ることすら困難になるケースもあります。

被害を受けても警察などへの届出をためらい、被害が潜在化する傾向もあり、政府や司法機関、医療機関、民間被害者支援団体などが連携して支援体制を強化し、被害者の心身の負担軽減と早期の回復を図る必要があります。

平成12年(2000年)に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)」が施行され、被害者の権利保障と被害者とその家族が裁判等に主体的に関わることができるようになりました。また、平成17年(2005年)には「犯罪被害者等基本法」が施行され、被害者の権利と国による支援が示され、同法に基づいた「犯罪被害者等基本計画」を策定し、取り組みを強化しています。

本町においては、平成25年(2013年)1月30日に精華町と木津警察署が精華町安全・安心まちづくりに関する協定を締結し、安全・安心なまちづくりの推進に向け、連携強化施策を実施するため、年間2回の定例会を開催しています。加えて、平成28年(2016年)5月に精華町と公益財団法人京都犯罪被害者支援センターが、犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定を締結し、犯罪被害者等の支援に関し相互に連携を図りながら協力するため、京都府犯罪被害者支援連絡協議会通常総会及び相楽犯罪被害者支援連絡協議会通常総会に参加しています。

課題

被害者のニーズは生活支援や医療、司法手続に関する支援など多岐にわたり、依然として支援が十分に行き届いておりません。支援の充実に向けて、行政、司法、医療、民間団体が連携し、被害者一人ひとりの状況に応じた対応が必要です。

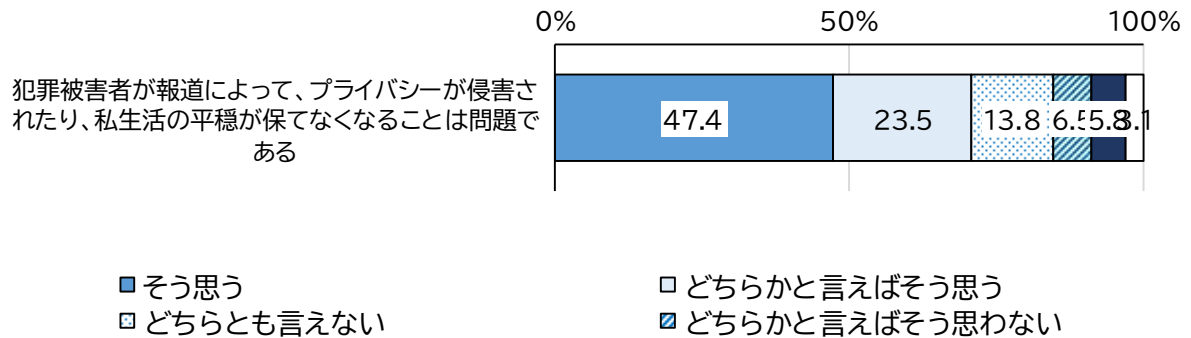
アンケート調査では、本町における犯罪被害者の人権への関心度は、京都府全体で見るとやや低く、2割以上の人に関心を持っておらず、犯罪被害者へのプライバシーの侵害が問題であるとの認識も低くなっています。プライバシーの侵害は、インターネット上での情報拡散などによって被害が拡大することへの懸念があり、情報発信のあり方やプライバシー保護の徹底も重要な課題です。

また、実際に相談するとなった場合にどこへ相談したらよいか分からない可能性もあり、相談窓口や支援制度のわかりやすい周知が必要です。

地域社会全体で犯罪被害者等を支え、共感と理解に基づいた支援体制を築いていくこと、学校や地域における啓発活動の充実、支援制度の整備と周知徹底に取り組み、誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進していくことが重要です。

身近な人権問題に関する考え方

- 犯罪被害者のプライバシーが侵害されることへ問題意識を持っている(「そう思う」+「どちらかと言えばそう思う」)割合は、7割以上となっています。



今後の方針

①犯罪被害者等への相談支援

犯罪被害者等に寄り添うため、京都犯罪被害者支援センターと連携して、犯罪被害者等のこころのケア等の各種相談支援活動に努めます。

また、性暴力被害者に対しては、被害直後から総合的な支援を行う「京都性 暴力被害者ワンストップ相談支援センター京都 SARA(サラ)」と連携し、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図っていきます。

②犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

京都府や関係機関との協働により、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」の機会の活用や、京都犯罪被害者支援センターとの連携による講座の開催等により、犯罪被害者等の置かれている状況等について、住民の理解促進を図ります。

また、ホンデリングプロジェクト(寄贈された不要な本について、その売却代金を寄附として、交通事故や犯罪被害に遭われた方々への支援活動に活用される仕組み)を通し、支援の輪を図ります。

○コラム【ホンデリングプロジェクト】

(9)さまざまな人権問題

現状と課題

多様化する人権課題について、多様な性のあり方、生活困難者、刑を終えて出所した人等(ここでは、刑を終えて出所した人及び刑の途中で仮釈放になった人並びにそれらの家族をいいます)、北朝鮮当局による拉致問題等に関する人権について取り上げました。これらの課題以外にも解決しなければならない様々な課題が存在しています。

こうした状況をふまえ、これらの人権課題解決のために施策を積極的に推進していく必要があります。

○ホームレス(生活困難者)

近年、国の経済・雇用情勢を反映し、さまざまな原因によりホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。多くの人が、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスの人の人権への配慮が求められています。

なお、ホームレスに至る原因は、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要であり、平成14年(2002年)に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」に基づいて策定される「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」[令和5年(2023年)に新たに策定]を踏まえ、関係機関と連携・協力し、ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法」が平成27年(2015年)4月に施行されており、ホームレス対策については、「ホームレス自立支援法」の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度などにより、自立支援を推進します。

○コラム 【社会を明るくする運動】

○性的指向・性自認の人々(多様な性の人)

性的指向とは、同性愛者、両性愛者など人の恋愛・性愛の対象に関する概念であり、性自認とは、戸籍上の性別にかかわらず、自らの性をどのように認識しているかを示す概念です。こうした性的指向や性自認のいずれか、性的少数者(LGBTQ+)の方々は、社会生活の様々な場面において偏見や差別に直面しやすく、そのために自身の性のあり方を打ち明けられず、生きづらさを感じている人もいます。

平成16年(2004年)に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)」が施行され、一定の条件を満たすことで戸籍での性別変更が可能となりました。その後、平成20年(2008年)には同法の改正により、性別変更ができる条件を「現に子がないこと」から「未成年の子がないこと」に緩和されています。

文部科学省からは、学校において性同一性障害等の児童生徒に配慮する旨の通知が出されるなど、教育現場でも対応が進んでいます。令和5年(2023年)には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律(LGBT 理解増進法)」が施行され、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした差別を認めず、共生社会の実現を目指すことが推進されています。

本町においては、各小中学校での人権教育の実施や、性的少数者(LGBTQ+)の人を講師とした学習会の実施、市民向けの男女共同参画講座での性の多様性に関する講座を実施し、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性について学ぶ機会を提供しています。また、あらゆる場で本来の自分の姿を出せずに悩み苦しむことがないよう相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携した取り組みを行っています。

この他、各種申請書等への不必要な「性別」記載をとりやめるとともに、多様な性のあり方についての正しい知識を得て理解を深めるため職員研修を行う等、職員への周知を図っています。このようなことを踏まえて、今後も、多様な性のあり方についての正しい理解と認識が得られるよう教育、啓発及び相談体制の充実等を図っていきます。

○コラム【ブルーリボン】

○刑を終えて出所した人々等

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見や差別意識が存在しており、親族であっても身元の引受けが難しい場合や、就労、住居の確保などの問題を抱えることが少なくありません。

こうした課題に対応し、刑を終えて出所した人が地域の人々の理解と協力を得て円滑に社会復帰できるよう、継続的な啓発の推進が求められます。

再犯防止に関しては、平成20年(2008年)に「更生保護法」が施行され、保護観察の遵守事項の整理・充実と保護観察の強化が図られており、平成28年(2016年)には「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」が施行され、刑を終えて出所した人等が再び社会の一員となることを支援することが示されています。

また、同法に基づき「再犯防止推進計画」が策定され、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進、学校等と連携した修学支援の実施など、総合的な施策が展開されています。各自治体にも地域版の再犯防止推進計画の策定が進められ、出所者支援は国の「犯罪対策」から、地域の「福祉施策」へと裾野が広がっています。

本町では、平成27年(2015年)に開所された相楽地区更生保護サポートセンターと連携し、罪を犯した人及び非行のある少年の改善更生に向けた取り組みを進めています。

また、毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間には、相楽地区保護司会と連携して、犯罪や非行の防止、罪を犯した人の更生に対する理解を深めるため、街頭啓発や講座などさまざまな活動を展開し、誰一人取り残さない安心・安全な地域社会の実現をめざしています。

○北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致問題については、平成14年(2002年)の日朝首脳会談における交渉の結果、北朝鮮当局が公式に日本人拉致を認めました。しかしながら、我が国は、北朝鮮当局が認定する被害者の他にも、北朝鮮当局による拉致の可能性が排除できない認識のもとで調査を進めています。また、国連では、平成15年(2003年)以来毎年、国が提出している北朝鮮人権侵害状況決議が採択され、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。

その後、平成18年(2006年)に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権侵害対処法)」が施行され、また、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を定めるなど、拉致問題等に対して、関心や認識を深めることが重要です。

本町では、今後も住民の拉致問題への関心と認識を深めるため、毎年、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)を中心に、国や京都府とも連携し、住民に対する周知啓発を推進します。

○アイヌの人々

平成9年(1997年)に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法、アイヌ新法)」が、令和元年(2019年)には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。これらの法律は、アイヌの人々の民族としての誇りと生活の尊重と、その歴史や文化、伝統についての理解や認識を深め、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としています。

また、国は北海道白老町に「民族共生象徴空間(ウポポイ)」を令和2年(2020年)に開設しました。ウポポイは、国立アイヌ民族博物館や体験交流ホールを備えたアイヌ文化の復興と発信の中核拠点であり、伝統舞踊や工芸、アイヌ語の解説などを通じて、文化の理解促進に寄与しています。

しかし、独自の文化を持ちながら、同化政策等により、その継承に支障をきたしているアイヌの人々は、依然として無関心や誤った認識から、差別や偏見による人権侵害が存在しており、今後も、関係機関と連携し、教育・啓発を図ります。

○婚外子

婚外子については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ扱いとなりました。また、法律施行前に生まれた子や母も、施行日から1年間は嫡出否認の訴えが可能となっています。その後、令和6年(2024年)に民法等の嫡出推定制度の見直しを盛り込んだ改正法が施行され、母親の再婚後に生まれた子どもは夫の子どもと推定されるなど、無戸籍問題の解消を目指しています。

婚外子(嫡出でない子)については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や相続分が嫡出子と同じ取り扱いになりましたが、婚外子であることを理由に差別や偏見を受けることがないよう啓発に取り組めます。

○識字問題等

平成15年(2003年)からの「国際識字の10年」を通して、貧困あるいは歴史的経過によって教育を受ける機会が保障されなかった人々に対する識字の問題への取り組みが進められてきました。しかし、在住外国人の識字についての課題も見られることから、国や京都府の動向も踏まえ、問題解決に向けた取り組みを図ります。

第4章 人権教育・啓発の推進

精華町は第3章で掲げた同和問題など、さまざまな人権問題について、常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまでの成果も踏まえ、人権教育・啓発に取り組めます。

取り組みにあたっては、第2章で定めた「基本理念」に基づき、主体的な取り組みの中から、以下の3点となるように、さまざまな機会や場を通じ、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

- ①人権を自分自身に関わる具体的権利として理解することができる
- ②自分の人権を大切にすると同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマやわかりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域の実情に即した取り組みを進めます。

また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律、制度等について周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い事象を人権の視点からとらえることなどにより、人権教育・啓発に取り組めます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心のあり方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組めます。

1. あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進

(1)就学前の教育・保育施設

現状と課題

乳幼児期は心身の成長、発達が盛んであり、保育所、幼稚園、認定こども園は、生涯にわたっての人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、豊かな人間性を育むことが重要です。

子ども同士が集団生活の中で、喜びや悲しみ、共感や忍耐などを体験し、能力や個性が発揮される時期であり、他者の存在に気づき、相手を思いやる心を育成することができるよう、就学前の教育・保育施設においては、家庭や地域と連携し、乳幼児の成長を的確に把握しながら、人権感覚や道徳性の芽生えを育てるための人権教育と啓発を推進する必要があります。

本町においては、子どもの人権や不適切保育をテーマに事例やロールプレイを取り入れた研修を行い、職員一人ひとりが人権問題について考える機会を設けています。また、人権擁護のためのセルフチェックリストを実施し、子どもの人権擁護について意識を高め、自身の保育の振り返りを行いました。一方で、職員間で、人権感覚の違いや知識の違いがあり、その違いをどのように受け止め、埋めていくかが課題となっています。

今後の方針

①発達段階に応じた人権教育・啓発の推進

乳幼児期は、生活体験、心身の発達の過程等を考慮し、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にすることを育むことができるよう、施設生活を通じて人権尊重の精神の芽生えを育む教育・保育に努めます。また、各施設を通じた家庭への人権問題や普及啓発にも取り組みます。

②方針等に基づく保育・教育活動の推進

保育所保育方針、幼稚園教育要領に基づき、家庭や地域と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成を推進します。

③職員に対する研修の充実

すべての職員が人権問題についての知識・理解を深めることができるよう、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

(2)学校

現状

学校においては、あらゆる教育活動を通して、人権を尊重する教育の徹底を図り、様々な人権問題に正しく対処できる自動生徒の育成に取り組むことが重要です。我が国では、学習指導要領において、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスの取れた「生きる力」を育むことを目指しています。「豊かな心」の育成に関しては、道徳での善悪の判断を扱うとともに、様々な体験活動で豊かな人間性や社会性を育む人権教育を推進しています。

近年は、いじめや不登校をはじめとした心の健康の問題や、解決すべき多くの課題が学校生活の中でも存在しており、児童生徒の発達過程や生活環境を把握するとともに、一人ひとりが自分で課題を発見し、自ら学び考える力を培うことができるよう学習指導の工夫や改善が求められています。

本町では、各小中学校で毎年度、重点研究テーマを設定し、年間を通しての指導方法の改善に取り組むとともに、教育委員会や小中学校が連携した理論研修や公開授業を通して指導方法の改善に取り組んでいます。また、精華町人権教育研修会での人権教育推進に関する講義の実施や、研修会、専門部会により、最新の知見や各校の実践を学ぶ機会を設定しています。

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けては、いじめアンケートと追跡調査を実施しており、また、児童生徒の学校での居場所づくりと学習保障を目的とした校内教育支援センターを全小中学校に開設し、支援員を配置しています。

今後の方針

①発達段階に応じた人権教育・啓発の推進

義務教育においては、「学習指導要領」等に基づき、自他ともに大切にし、個別の人権問題を自分事としてとらえ、被差別者の思いに立って主体的に解決しようとする実践的な態度を育成します。

②就・修学の保障と希望進路の実現の支援

一人ひとりを大切に教育を推進するために、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。児童生徒の実態を的確に把握して、教育の実質的な機会均等や基礎学力の充実を図り、就・修学の保障と希望進路の実現を進めるように学校の組織的な対応の充実を図ります。

③学習内容や指導方法の充実

新たな人権上の課題に対応した人権教育資料等を整備し、積極的に活用して、さまざまな人権に対する児童生徒の理解と認識を深めるとともに、小学校・中学校・高等学校を見通した体系的な人権学習の一層の充実を図ります。

また、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心をはぐくむことなどを目指して、主体的・協働的な学習や課題解決的な学習を取り入れるなど、時代の変化に的確に対応した教材作成に努めます。

いじめや差別などの人権侵害に対し、傍観せず、自分の問題としてとらえるように指導し、学校外の人権相談窓口についても周知します。

④学習内容や指導方法の充実

人権教育の指導内容・方法の改善を図るため、各学校において人権教育の研究実践を深め、教育の一層の充実を図ります。

また、個別的な視点と普遍的な視点からのアプローチの組み合わせ、教科の学習と特別活動における人権学習の連動など、優れた実践を学校間で共有するために教材作成などを進め、取り組みを町内の各学校で活用できるように図ります。

⑤家庭・地域社会や関係機関との連携・協働

社会を構成する一員としての自覚を高め、人権尊重の社会づくりに参画する意欲と能力を高めるために、児童生徒自らが主体的に活動する機会を充実します。

家庭や地域社会などとの連携を深め、さらに協力も得ながら、社会性や豊かな人間性をはぐくむための多様な体験活動の機会の充実に努めます。

スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー(京都式スクールソーシャルワーカー)」を通して福祉関係機関との連携を一層進めることで、教職員の実践的力量を高め、様々な困難な状況に置かれている児童生徒へのきめ細かな支援を充実させる取組を進めます。

⑥教育環境の整備と研修の推進

児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、教科等の指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通して人権尊重の精神に立った学校づくりを推進します。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取り組みを徹底します。社会状況の変化を踏まえた学校における研修の推進に資するための教材等の作成に努めます。

私立学校等においても、人権教育を積極的に推進 するよう要請するとともに、関係資料の提供などを通して支援します。

児童生徒への性暴力を未然に防ぐため、教員等への研修の実施や、相談しやすい環境の充実に取り組むほか、被害発覚後の調査や被害を受けた児童生徒の保護など、迅速な措置が可能な体制の整備を進めます。

○コラム【人権の花運動】

(3)地域社会

現状

人権が共存する地域社会の実現のためには、住民の一人ひとりが日常生活の中で生じる様々な差別や問題に気が付く鋭い人権感覚を身に付ける必要があります。地域社会は、地域の人々が共に助け合いながらつながりを持つ場であり、幅広い世代や多様な特性の人々との交流を通じて、責任感や協調性を高めるとともに人権意識の高揚を図り、地域の構成員としての自立を促す大切な場です。また、子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、様々な経験を通して安心や自信、誇りや責任感を育む大切な場でもあります。

本町においては、教育集会所を活用し、小・中学校や児童館と連携した学習支援活動を実施しており、自主学習会や個別学習指導を実施することで、学習習慣や自主性を育む教育環境を整えています。また、青少年の社会性や豊かな人間性を育むための、スポーツ、防災等様々な多様な講座を実施しています。

今後の方針

①地域社会における人権教育・啓発の推進

地域社会において、同和問題(部落差別)をはじめとするさまざまな人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域づくりを推進するため、社会教育施設や人権センター等との連携を強化し、人権啓発を推進します。

住民が参加しやすい、住民ニーズに応じた講演会の開催や人権に関する講座等を実施します。

②ライフステージに応じた人権に関する学習機会の提供

生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう学習教材を整備し、社会教育施設および人権センター等を拠点とした人権に関する多様な学習機会を提供します。地域の実情や 学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような学習教材の整備など、学習内容や方法の工夫・改善を図ります。

③人権教育を担う指導者の養成

人権教育を推進していく指導者の養成と資質向上に向け、社会状況の変化に伴うさまざまな 人権問題をテーマとする研修や、町内のさまざまな人権教育・啓発に関する取り組みの情報共有など、研修内容・方法の工夫を図ります。

④青少年の健全育成の支援

青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、学校教育との連携を図りつつ、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

(4)家庭

現状

家庭は、子どもの人格形成に大きな影響を及ぼすとともに、基本的な生活習慣を身に付けることや、家族との関係で豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断などの人権尊重の精神を培うことなど、大切な役割を担っています。

一方で、こどもへの虐待や非行など、こどもをめぐる問題、DV、高齢者や障害のある人、ひきこもり状態にある人への支援の不足など、家庭における問題や課題は多様化・複雑化しています。また、子どもへの関わりに悩み、孤立し、そのストレスから暴力や虐待につながるといった人権侵害にあたる事案が発生することもあります。

本町においては、母子健康包括支援センターを設置し、相談体制の充実を図るとともに、家庭教育促進に向け、子どもへの接し方や家庭内のコミュニケーションを深める内容、人権の重要性が学ぶことができる講座を実施しています。

今後の方針

①家庭における人権教育・啓発の推進

庭において人権を大切にする心や態度を育むことができるよう、啓発物等を活用し、家庭での人権教育に必要な情報の提供に努めます。

地域や学校等さまざまな場を通じて、一人ひとりを尊重する態度を身に付ける教育を推進し、学習したことが行動化されるよう取り組みます。

②家庭教育に関する学習機会の充実

すべての教育の出発点である家庭教育において、親子ともに人権感覚が身に付き、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれるよう、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を充実させます。

③相談体制の充実

家庭内における暴力や虐待、ヤングケアラー等の人権侵害の発生を未然に防止するため、民生児童委員や関係機関と連携し、問題の早期発見や相談・援助活動の充実に努めます。

地域のサービスと有機的につなぐソーシャルワークを中心とした機能を担う「こども家庭センター」を拠点に、母子保健と連携して妊娠期からの切れ目のない支援を行い、児童虐待の防止等を図ります。

(5)企業・職場

現状

企業活動のグローバル化が進む中、企業に対して人権尊重を求める意識が高まっています。平成23年の国連人権理事会において、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で指示されました。また、平成27年に、国連においてSDGs(持続可能な開発目標)が定められた際にも、指導原則遵守の重要性が改めて確認されており、企業がSDGsに取り組む上で、人権を尊重した行動をとることが求められています。これを受け、令和2年(2020年)に「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定され、企業活動における人権尊重の促進を図るための各種施策の推進が示されています。

本町においては、関係機関からの啓発協力依頼に応じた配布や、町内企業に向けた周知・啓発活動を行っています。また、企業における人権意識高揚に向けた取り組みについて、関係部署と連携した情報収集を行っています。

今後の方針

①企業(事業所)における教育・啓発の推進

企業(事業所)においては、社員等が抱える問題を踏まえながら、主体的な人権問題や「ビジネスと人権」への取組を推進し、実践につながる人権教育・啓発に努めるよう促します。

②企業(事業所)の研修に対する支援

人権啓発等の学習教材や啓発資料の提供、人権研修の講師の紹介等の支援を行い、企業(事業所)の研修の促進を図ります。

③公正な採用選考と雇用の促進

すべての人々の就職の機会均等を保障するため、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取り組みに対し、情報提供などの支援を図ります。

「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」「高年齢者雇用安定法」「障害者雇用促進法」などの法制度の周知を図り、雇用の促進に努めます。

④職場におけるハラスメント防止に向けた支援

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」「労働施策総合推進法」で定められているハラスメント防止のための措置義務の内容について事業主への周知に努めます。

2. 人権に特に関係する職務従事者に対する研修等の推進

本計画を推進するにあたっては、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

人権に特に関係する職業従事者として、町職員、教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、メディア関係者が、常に人権を意識した業務遂行ができるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進します。

(1)町職員

現状と課題

すべての町職員は、人権尊重の社会の実現に深く関わり、どのような業務を遂行するにあっても、人権問題に対する正しい知識と認識を持ち、豊かな人権感覚を身に付けていることが必要です。また、人権尊重のまちづくりを推進するにあたっては、特定の部署のみが実施するのではなく、福祉、教育、医療、防災、消防、まちづくり等、すべての行政分野において、あらゆる住民の状況に配慮し、業務を遂行することが求められます。

今後の方針

町職員に対しては、より一層の人権意識の醸成に向け、研修内容の充実、職務内容に応じた人権研修などの充実を図ります。各種研修教材の整備や情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

また、部落差別(同和問題)などさまざまな人権問題の解決に向け、地域においても積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。加えて、ハラスメント防止研修や、個人情報保護研修の強化など、今日の人権問題について、町職員に対して理解浸透の取組を進めます。

イラストもしくはコラム

(2)教職員・社会教育関係職員

現状と課題

教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重し、子どもの自己実現や幸福追求を効果的に支援するとともに、子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員が豊かな人権感覚や高い人権意識を持ち、人権教育に関する実践的な指導力を持つことが重要です。

近年では、SNS上でのいじめや、不登校の増加等、新たな人権問題が生じており、多様化複雑化する人権問題に適切に対応するための指導力の向上が求められています。

また、若手教職員が増加する中、教職経験に関わらず高い人権意識を持った教職員を育成するために、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承に取り組むことが必要です。

そして、児童生徒の人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように指導するため、子どもの心理面・福祉面についての専門的知見も、人権教育に取り入れていくことが求められます。

今後の方向性

教職員については、各学校における日常的な研修を基本としながら、体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消、児童生徒の性被害防止のために、各種手引き・ハンドブックを活用した校内研修の充実に努めます。

さらに、教職員自らが豊かな人権感覚と高い人権意識を持ち実践すること、部落差別(同和問題)などの人権問題をはじめ、性的指向・性自認、インターネット上の誹謗中傷、多様な背景を持つ人々への対応など、新しい人権課題について の理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、こどもの人権に関する問題にも対応できるよう、研修の充実に努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身がさまざまな体験を通じて視野を広げられるような機会の充実に努めていきます。

さらに、社会教育関係職員及び社会教育関係者に対しては、地域社会における 人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての 養成と資質向上を図るための研修の一層の充実に努めます。

(3)医療関係者

現状と課題

京都府において、患者が安心して、安全で適切な医療を受けられることを目的とし、患者への説明の徹底や適切な患者の処遇等を行うことができるよう人権意識の一層の高揚を図るため、京都府が実施する研修への参加を促す取組が進められています。

医療は、生命と健康に直接関わるものであり、患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要です。医療関係者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識のもと、患者本位の医療を提供することが求められています。

今後の方向性

患者が安心して医療を受け、健康な生活を営むことができるように、適切な患者への処遇等、医師・歯科医師・薬剤師・看護師等の人権意識の一層の向上に役立ててもらえるよう、町が行う人権教育・研修に、関係機関と連携して積極的に参加を促すよう努めます。

(4)保健福祉関係者

現状と課題

保健福祉関係者は、住民の最も身近な相談あいてであり、子ども、高齢者、障害のある人、生活困窮者等と接する機会が多い福祉課の職員、社会福祉協議会職員、民生委員児童委員、社会福祉事業者等の保健福祉関係者は、社会的に支援を要する住民との関わりにおいて、人の生命と健康に関わることが多く、個人の人格の尊重やプライバシーの保護や公正公平の対応など、人権尊重の観点に立ち、利用者の視点から職務を行うことが求められています。

また、虐待やDVなどといった人権侵害を発見しやすい立場にもあることから、高度な人権感覚が求められます。

さらに、利用者による福祉従事者に対するカスタマー・ハラスメントが問題になっていることから、その対策が求められています。そのため、福祉関係者の人権意識の高揚に向けた研修会の充実に努めます。

今後の方向性

近年、社会福祉施設等における高齢者や障害のある人に対する虐待事案が発生していることも踏まえ、保健福祉関係者が人権に対する正しい理解と認識のもとで業務を進めていくよう、関係機関と連携を図り、人権問題にかかわる研修の一層の充実に努めます。

(5)消防職員

現状と課題

消防職員は、住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守る活動が任務であり、人権に深い関わりがあり、そのため、任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があります。

また、虐待やDVなどの人権侵害を発見しやすい立場にあるため、人権侵害に対する通報等の速やかで適切な対応が求められます

今後の方向性

消防職員が人権に関する正しい知識を修得し、その重要性を認識して各種消防業務において適切な対応を行うよう、人権意識の高揚に向けた教育・研修の一層の充実を図ります。

(6)メディア関係者

現状と課題

マスメディアやネットメディアといったメディアかんけいしやは、情報伝達や社会の価値観や意識に影響を与え、住民の人権尊重の意識を形成するうえで大きな影響力を持っています。

また、メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で、多くの人々に広く情報を発信することが可能である極めて有効な手段です。そのため、誤った報道や情報発信等は、重大な権利侵害となる可能性があり、常に人権意識や様々な立場の人の視点を持って、報道や取材活動を行う必要があります。

今後の方向性

常に人権に配慮した適正な取材活動や報道が行われるよう、メディア等の関係者と連携を図ります。

人権に関する情報共有を行うとともに、住民による人権教育・啓発のための自主的な取組等につながる情報提供に努めます。

3. 効果的な手法による人権教育・啓発の推進

(1) 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、住民の身近なところで、さまざまな人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。この指導者の養成にあたっては、指導者自身がかかわる組織内において人権侵害の未然防止を図り、人権尊重の理念を徹底するという具体的な目的意識を持って取り組むことが重要です。

このため、今後も指導者養成を含めた研修の内容・方法については、より効果的な研修プログラムや研修教材の充実を図り、体験的・実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を凝らして指導者の養成に努めます。

その際、人権教育・啓発活動がその効果を十分に発揮できるよう、住民の自主性を尊重し、教育・啓発における中立性を確保することに十分配慮し、特に民間の専門機関や講師等の人材を活用する際には、その中立性に留意します。

(2) 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等の整備・充実が不可欠です。

これまで取り組んできた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、就学前施設、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる人権教育・啓発資料等の整備を推進するほか、新たに顕在化する人権問題についても、早期に住民へ教育・啓発できるよう、情報の収集に取り組みます。

学習教材・啓発資料等の作成等にあたっては、人権に関する国内外の情勢が時の経過とともに変遷するものであることを踏まえ、専門的な研究や、国際社会における成果の活用を図るほか、インターネット等の IT 関連技術も活用しつつ、時代の流れを反映した文書や国内外の新たな文献・資料の収集・整備に努めます。

日常生活の中で当然のこととして受け入れられてきた風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、これまではぐくまれてきた伝統や文化等を踏まえながら自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例をタイミングよく取り上げ、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫を凝らします。

国や京都府、公益財団法人人権教育啓発推進センター等が発信・作成している各種資料等についても、その積極的な活用を図ることで、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することを目指します。

(3)つながりを支え合うための効果的なしくみづくり

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程の中で、こどもから高齢者まで幅広い年齢層の人々を対象とし、対象者の理解度に応じて粘り強く実施することが必要です。特に、人権の意義や重要性を正しく理解し、人権感覚をはぐくみ、さまざまな人権問題を身近なこととしてとらえる意識を社会全体に根づかせ、日常生活における行動変容につなげることが極めて重要です。

人権教育では、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であるため、生涯学習の視点に立ち、人格が形成される早い段階から人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるよう、発達段階や地域の実情に応じて学校教育と社会教育が連携し、教職員や社会教育関係者、保護者向けの資料を有効活用して取り組みます。

人権啓発においては、対象となる住民の世代や関心度、理解度に配慮し、「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点と、具体的な人権課題に即した個別的な視点を組み合わせます。親しみやすいテーマやわかりやすい表現を工夫し、人権侵害の被害を受けた当事者の声を直接届けることや、人権上大きな社会問題となった事例をタイミングよく取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの手法を積極的に取り入れます。特に、地域の実情に関連の深い事例は、住民が人権をより身近に感じ、理解を深めることにつながります。

人権強化月間や人権週間を活用し、本町で行う様々な人権施策にだれもが参加・参画できる機会を充実します。また、人権感覚や感性を体得することや、世代等にかかわらず人権教育を通じたつながりを醸成することができるよう、各種体験研修やワークショップを関係団体等と協働して開催するとともに、町民が自主的・主体的に実施する取り組みを支援することで、人権尊重に関する気運の醸成と相互理解を図ります。

(4)調査・研究成果の活用

人権教育・啓発の推進にあたっては、最新の調査・研究成果を踏まえることも重要であることから、世界的な視野で人権問題についての研究を行っている公益財団法人世界人権問題研究センターや大学等の調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及に取り組みます。

4. 相談支援体制の整備

人権問題が多様化・複雑化していることや、インターネット上の人権侵害による加害者・被害者の増加から、相談窓口の周知や充実が喫緊の課題となっています。アンケートにおいても、人権侵害を受けた後に「何もしないでそのままにした」の回答が多く、専門の相談窓口等への相談の割合は低くなっています。

国においては、人権擁護のための取組として、各地方法務局で人権相談所を設けるとともに、全国で人権相談や啓発活動等、人権擁護の活動をする人権擁護委員を委嘱しています。

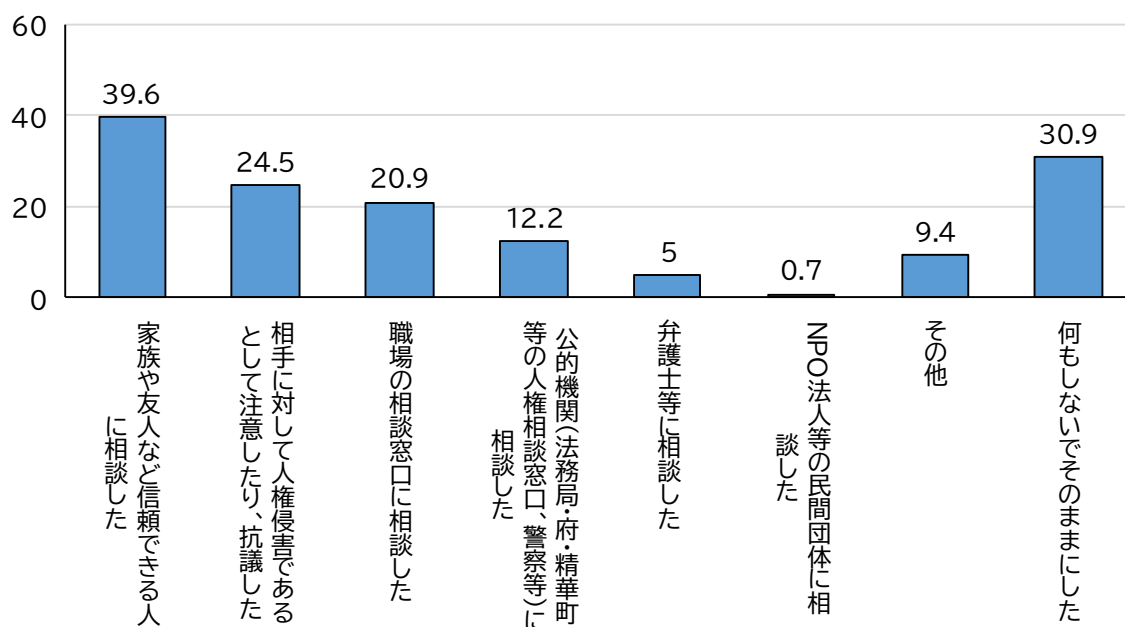
精華町では、人権・なやみごと(行政)相談や法律相談、こころの相談室など、さまざまな相談窓口を設け、住民からの相談に対応しています。

相談技能の向上を目的とした相談研修会の参加により、相談員の相談技能の向上を促進するとともに、各種相談窓口の充実を図ります。

また、人権問題に関して、住民が適切な支援を受けられるよう、法務局等の国の機関、京都府、人権擁護委員など相談機関相互の連携や情報交換など、人権にかかわるさまざまな相談機関のネットワークを強化します。

さらに人権救済が必要と考えられる場合には、京都地方法務局とも連携して、より迅速・的確に対応します。

人権侵害を受けた時の対応



今後の方針

①相談窓口の充実

複雑化、多様化する相談内容に対応するため、相談窓口の連携を強化するとともに、職員の資質の向上に努め、実効性のある相談・支援体制の充実を図ります。

②職員研修

職員が相談事案により適切に対応できるように、研修を図るとともに、各相談窓口の連携を図るための研修を実施します。

○コラム「人権擁護委員」

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 精華町人権教育・啓発推進計画推進本部

精華町人権教育・啓発推進計画本部を設置し、関係各課が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。

(2) 住民活動団体・企業等との連携

精華町人権啓発推進委員会などを通じて、行政と住民活動団体・企業等が連携・協力し、さまざまな人権教育・啓発を展開します。

住民活動団体・企業等における自主的、積極的な取り組みの展開を期待しつつ、それぞれの特性や役割に応じた行政との協働を推進します。

(3) 京都府や山城地区15市町村等の関係機関との連携

京都府や山城地区15市町村と連携を図り、人権強調月間や人権週間等において効果的な啓発が実施できるよう努めます。

2. 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携・協働

3. 計画に基づく施策の点検・評価

(1) 計画の見直し

この計画の趣旨を諸施策に反映させるとともに、国や京都府の取り組み状況を見極め、必要に応じて計画を見直します。

資料編

1. 用語解説
2. 精華町第3次人権教育・啓発推進委員会委員名簿
3. 精華町第3次人権教育・啓発推進計画策定経過